



第5期長沼町総合振興計画
前期基本計画

1 前期基本計画の目的

前期基本計画は、「第5期長沼町総合振興計画・基本構想」（計画期間：2011年度（平成23年度）～2010年度（平成32年度））を具体化するため、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）の5か年で実施すべき具体的な行政施策について、体系的に整理を行ったものです。

町は、基本構想を基礎としたこの前期基本計画に基づき、各分野の施策を計画的・効率的に実施することにより、基本構想に示された町のめざす姿「ひと・緑がかがやく 田園と交流のまち」の実現を図っていきます。また、本計画は、国・道における各種施策の実施にあたっても尊重されるものです。

2 前期基本計画の期間

この計画の期間は、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5か年間とします。

3 前期基本計画の構成

この計画は、町のめざす姿である「ひと・緑がかがやく 田園と交流のまち」を実現するため、6つのまちづくり分野にわたる45の施策で構成されています。

それぞれの施策は、「現況と課題」「施策の体系」「主な施策」の3項目で構成されています。

「現況と課題」は、これまでの取り組みを踏まえた現在の状況と、直面している問題点及びこれから的问题点を解決するための課題などについて整理したものです。

「施策の体系」は、計画の目標を達成するために必要な施策を体系的に示したもので、目標達成に向けた行政内部の連携を明らかにしたものです。

「主な施策」は、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5か年における主要施策を示したものです。

4 前期基本計画の効果的な推進

町の行財政を取り巻く環境は、地方への権限委譲等の制度改革が進められている中であり、先行きは依然として不透明な状況にあります。また、少子高齢化の急速な進行により、高齢者の増加による医療・福祉等に関する費用の増加や生産年齢人口の減少にともなう税収減などの大きな影響を及ぼすことが考えられます。

このような中で、町は、自主的・自立的な行財政運営を支える財政基盤を確立するため、事務事業の見直しによる経費節減、人件費の削減等の行財政改革に取り組んでいます。

前期基本計画の推進に当たっては、毎年度の予算編成において、向こう3か年の実施計画を策定することにより、行財政環境の変化に機動的に対応しつつ、目標実現に向けた施策の効果的な推進に取り組んでいきます。



目標

・快適な生活環境で防犯・防災対策が充実した、
安全で安心して暮らせるまちづくり

1. 治水対策の推進
2. 土地利用
3. 交通網の整備
4. 情報化の推進
5. 上下水道の整備
6. 住環境の整備と定住促進
7. 公園・緑地の整備
8. 環境衛生の推進
9. 交通安全
10. 安心を支える体制の充実
11. 防災体制の充実
12. 消防・救急

第1節 治水対策の推進

現況と課題

本町の総面積は 168.36 k m²で、東側南北に連なる馬追丘陵と夕張川、旧夕張川、千歳川などの河川に囲まれた低平地（海拔 7~15m）からなります。

低平地は開拓当初から水害に悩まされ、まさに水害との闘いが本町の歴史といえます。それゆえに、土地を守ることはまちづくり推進の最も基盤となる分野と位置づけられ、町では治山治水対策に全力を傾注するとともに、河川の拡幅や浚渫、堤防整備、内水排除対策、水害被害の軽減対策などを関係機関に要請してきました。

将来的にも、水害から流域住民の生命と財産を守るために、千歳川流域の抜本的治水対策を講ずることが急務となっています。また、本町における総合的な治水対策としては、馬追丘陵の保安林整備を促進し森林の保水能力の向上を図るとともに、洪水時などの早期排出や排水機場による内水排除の強化、水害被害を軽減する遊水地の早期完成など、関係機関等の協力のもと整備を推進していくことが不可欠です。

施策の体系

治水対策の推進

- 千歳川流域の抜本的治水対策の早期実現
- 中小河川の改修と内水排除施設の整備促進
- 貯水機能の増進

主な施策

1) 千歳川流域の抜本的治水対策の早期実現

- ・千歳川流域の抜本的治水対策の早期実現のため、「千歳川河川整備計画」及び「夕張川河川整備計画」に基づく各種対策の早期着工を流域関係市町と連携し、関係機関に強く要請します。

2) 中小河川の改修と内水排除施設の整備促進

- ・千歳川各支川の河川改修、排水機場や排水路等の内水排除施設の増強や改良等の整備を促進します。

3) 貯水機能の増進

- ・土地利用、森林整備、農地整備などと整合性をとり、地形特性や洪水被害の実態を踏まえた計画的な施設整備などの充実を図ります。



第2節 土地利用

現況と課題

本町の土地利用を 5 地域区分でみると、農業地域、都市地域及び森林地域の 3 つに区分されており、自然公園地域と自然保全地域はありません。

また、地目別利用の状況は、田が最も多く全体面積 168.36 k m²の約 54%を占めています。次いで山林が約 11%、畑が約 10%と続き、宅地が約 4%、雑種地が約 3%、牧場、池沼がそれぞれ約 2%となっています。

地形については、低平地には一面に水田が広がりその中に市街地と集落が点在し、丘陵地には山林、畑に加え、スキー場やゴルフ場、公園などのレクリエーションの利用がなされています。

土地利用の動向は、低平地では中央長沼市街地や西長沼地区集落では宅地開発等が展開されていましたが、現在はその動きも一段落し、その他は、経営規模拡大に伴う農地流動化についても一段落しています。

一方、丘陵地では都市との交流拡大を背景に多種多様な土地利用の展開が行われています。

このような状況のもと、農業地域では後継者不足等による農業従事者の高齢化が進み、今後優良農地をどう守り活用していくのか検討することが必要です。

本町の都市計画区域は、低平地に用途地域（321.0ha）を指定し、丘陵地には長沼コミュニティ公園を核にレクリエーションゾーンを有し、区域面積は 2,111.8ha で、町総面積の 12.5%を占めています。

都市計画区域内の人口は 2005 年(平成 17 年)の国勢調査では 6,526 人であり、これは総人口の 52.6%を占めています。また、2000 年(平成 12 年)の国勢調査の結果と比較すると 4.7%増加しています。

用途地域は、住居系 241ha、商業系 15ha、工業系 65ha の面積で、住居系 75%、商業系 5%、工業系 20%の用途配分となり、住居系が多くなっています。

住宅地については、美しさとゆとりを感じる住宅地形成が望まれています。そのため、住宅地の景観に配慮し冬を快適に過ごすことのできる敷地スペースの確保が必要です。

また、商業地については活気とにぎわいのある商業地形成が望まれています。

さらに工業地では工業団地内未利用地の解消と環境整備が必要です。

都市計画区域のうち用途無指定の白地地域については、土地利用規制が緩く、道道などの道路沿いで小規模な工場立地などが多くみられます。人口は用途地域に限らず白地地域でも特に丘陵地に新築住宅が多く建設され、増加傾向にある状況から今後の土地利用動向を注視し、白地地域を適正な方向に誘導することが必要です。

集落集中地域の北長沼、西長沼、南長沼、舞鶴などについては、人口規模に対応した生活環境の整備が必要です。

施策の体系

土地利用

- 土地利用計画の策定
- 優良農地保全対策の推進
- 市街地土地利用の計画的推進
- 白地地域(都市計画区域内未線引き地域)の土地利用コントロールの推進
- 集落集中区域の生活環境整備推進

主な施策

1) 土地利用計画の策定

- ・企業等の進出、都市から農村地域への移住等が円滑に進むよう、全町の土地利用計画を策定します。

2) 優良農地保全対策の推進

- ・無秩序な開発を防止し優良農地を保全するため、生産性に応じた評価を検討し、効率的かつ計画的な農業的土地利用を推進します。

3) 市街地土地利用の計画的推進

- ・少子・高齢社会、交流、文化・教育、保健福祉、ユニバーサルデザイン、景観など総合的対応を図りつつ、定住促進を目途に宅地開発の誘導と調整に努めます。
- ・快適で憩いのある商店街形成を図るため、商店街活性化対策を支援します。
- ・工業団地への進出について、ホームページ等を利用し、積極的な情報提供を図ります。
- ・うるおいのある工業団地として交通アクセス等の環境整備を推進します。

4) 白地地域（都市計画区域内未線引き区域）の土地利用コントロールの推進

- ・農業的土地利用との整合を図りつつ、町民全体の財産として未利用土地資源の有効活用を図ります。

5) 集落集中地域の生活環境整備推進

- ・集落集中地域の計画的な生活環境整備を進めます。

第3節 交通網の整備

現況と課題

現在の道路交通は、国道2路線と主要道道2路線からなる主要幹線道路と近隣市町を結ぶ一般道道9路線、さらに町内を格子状に結ぶ町道268路線と都市計画道路10路線で交通体系を形成しています。

地域高規格道路「道央圏連絡道路」の一部供用開始などにより、主要幹線道路のみならず町道等においても、近年、貨物等大型車両の通過交通が増加し、また、通勤時には中心市街地の交差点で交通渋滞を招いています。そのため、輸送車両の大型化、高速化に対応できる道路が必要となり、道央圏連絡道路全線の早期整備が望まれています。

また、国道274号は、道央と道東を結ぶ大動脈ですが、本町区間では2車線となり、近年の交通量増加に伴い交通混雑を招いています。

主要道道については現在、二次改良が進められています。一般道道については、いずれの路線においても生活の利便性向上を図るため整備促進が必要です。

町道については、丘陵地は比較的低密ですが、低平地は開拓当初から殖民地区画により高密に配置されています。道内の他市町村と比べ高い計画密度配置と長い実延長を有するため、町道の改良率や舗装率が低くなっています。幹線道路や地域間をネットする1・2級の町道を優先的に整備していますが、今後とも継続して整備を推進することが必要です。また、都市交流推進のための沿道景観整備が必要です。

都市計画道路（幹線街路）については、都市計画に基づき順次整備してきました。

また、街路樹・街路灯の整備は緑と光のニュータウン構想のもと、計画的に進めているとともに、町民活動により景観形成の取り組みが行われています。今後さらに景観形成を推進するためには行政と町民の協働を図ることが必要です。

町ではバスが唯一の公共交通機関で、JRバス、中央バス、夕鉄バスの民営3社と町営バスが通勤、通学、通院、買い物などの町民の公共交通手段となっています。

町営バスは、1987年(昭和62年)に中央バスや旧国鉄バスの廃止路線代替バスとして3路線で運行し、現在は各地域の要請に応えて7路線で運行しています。

マイカーの普及と人口減少などからバス利用者は減少していますが、一方では交通混雑・交通事故への対応、CO₂など温室効果ガスの排出削減などの面から公共交通機関が見直されています。

なお、町営バス路線のデマンドバス化に向けて、現在は一部の路線でデマンドバスの試験導入を行っています。

施策の体系

交通網の整備

- 地域発展に貢献し快適で利便性の高い道路ネットワークの形成
- 快適な暮らしを支える生活道路の整備推進
- 住民生活を支える公共交通の利便性追求

主な施策

1) 地域発展に貢献し快適で利便性の高い道路ネットワークの形成

- ・地域発展のために道央圏連絡道路の早期着工、早期完成を促進します。
- ・交通混雑を解消するため、国道 274 号の 4 車線化を促進します。
- ・主要道道の二次改良を促進します。
- ・一般道道の拡幅等整備を促進します。
- ・地域間幹線道路として位置付けられる町道については道道昇格実現を要請します。

2) 快適な暮らしを支える生活道路の整備推進

- ・住民生活を便利で快適にするため、町道の整備を推進します。
- ・田園と交流のまちにふさわしい街路景観を形成するため、都市計画道路の整備を推進します。
- ・沿道緑化、沿道美化・サイン整備等を推進し道路環境の個性化・魅力化を図ります。
- ・高齢化に対応するため、歩道等のユニバーサルデザイン化を促進します。
- ・明るいまちづくりのために街路灯、防犯灯の整備を推進します。

3) 住民生活を支える公共交通の利便性追求

- ・デマンドバスの導入など、町営バス利用者のニーズに合わせた運行サービスの向上に努めます。
- ・高齢化に対応する公共交通を検討し、生活に密着した交通の確保に努めます。
- ・周辺市町村と連携し利便性の高いバス交通を維持するため、バスダイヤと列車ダイヤの連携等を関係機関に要請します。
- ・地域高規格道路の完成時にはハイウェーバスや通勤バス等の新規路線設置を民営バスに要請します。



第4節 情報化の推進

現況と課題

インターネットの普及とともに、情報通信技術の発展に伴って、パソコンや携帯電話など様々な情報機器があらゆる分野に浸透するなど、私たちの生活は情報化により大きく変化を遂げています。

情報化は、自治体においては、業務の情報システム化や住民サービスの高質化を進めるとともに、広範な行政情報の発信など効率的な行政運営を可能とし、企業においては、内部事務の効率化を進めるほか、ネット販売や電子取引など、新たな販路開拓などに活用されています。

また、住民生活においては、地域コミュニティの振興、地域間情報格差の是正、地域情報発信、遠隔医療などによる地域医療・福祉等の充実など地域の活性化が図られています。

本町では、早くから行政の情報化に着手し、事務処理の効率化や質の高い住民サービスを提供する「まおいネット」を構築するとともに、北海道が進める「北海道プラットフォーム（H A R P）構想」に参加し、他市町村との共同による効果的な電子申請システムの構築・運用等を進めてきました。

また、地域の情報化を支えるブロードバンド環境の整備を民間事業者と連携して進め、現在では、町内全域に光ファイバ回線によるブロードバンド環境が構築されています。

そして、このような環境を活用し、行政情報の発信、映像を活用した防災情報の収集・提供、農業経営に係る気象情報等の提供、本町の魅力ある観光資源や特産物など観光情報の発信など、様々な情報発信に努めてきました。

今後とも、情報化に効果的に取り組むことにより、地域の様々な課題解決に大きな役割を果たすものと考えられ、その推進が望まれます。

行政運営に関しては、町民生活の利便性、快適性の向上や行政事務の一層の効率化を進めていくため、必要な情報化を積極的に進めていきます。

また、地域の経済産業が活性化し、活力のある地域づくりを進めていくために、地域や産業の情報化を推進していきます。

こうした情報化を支えるためには、情報化に対応した技術や知識を有する人材が必要なことから、人材育成の取り組みについて進めていきます。

施策の体系

情報化の推進

- 行政の情報化の推進
- 地域の情報化の推進
- 情報化に対応する人材の育成

主な施策

1) 行政の情報化の推進

- ・行政事務の一層の効率化と住民サービスの高質化を図る情報化を進めています。
- ・現在、パソコンから申請が可能な電子申請について、携帯電話などを利用して、自宅やコンビニ等において 24 時間必要な証明書等が手に入る情報システムの検討を進め、住民サービスの向上を図ります。
- ・情報化にあたっては、クラウドコンピューティング等ネットワークサービスの活用や業務毎に分散しているサーバー等の集約化について検討し、効率的な情報システムの構築を進めます。
- ・町民の行政情報システムの操作や行政情報の発信にあたっては、「長沼町ユーザビリティ指針」に基づき、高齢者や目の不自由な方等にも利用しやすい情報システム、ホームページの提供に努めます。

2) 地域の情報化の推進

- ・個性豊かで活力ある地域づくりを進めるため、地域や産業の情報化を推進します。
- ・町民との協働による魅力ある地域づくりを進めるため、地域コミュニティ活動やN P O等に対する情報化支援を推進します。

3) 情報化に対応する人材の育成

- ・町民の情報化をサポートする「あいてますクラブ」を引き続き開催し、情報化への対応を支援します。
- ・児童生徒の発達段階に応じた、情報モラルに関わる指導に取り組みます。
- ・情報化を支える人材の育成に努めます。



第5節 上下水道の整備

現況と課題

上水道は 1966 年(昭和 41 年)に南幌町と一部事務組合を設立し、1968 年(昭和 43 年)には「長幌上水道企業団」と名称を変更し、広域で行っています。現在、抜本的な用水対策として、夕張シーパロダム建設事業に参画する等により、将来の用水確保に取り組んでおり、引き続き早期完成に向けて関係機関とともに取り組むことが必要です。

町内に水を供給する長幌浄水場は、2006 年度（平成 18 年度）に第 1 浄水場が更新されました。

水道の有収率（供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合で、水道事業の効率性を計る一つの指標）は、施設の老朽化等により、2009 年度（平成 21 年度）末で 79.18% と全国平均を約 8 ポイント下回っており、今後適切な維持管理と適宜老朽管の更新に努め、有収率の向上を図る必要があります。

町の下水道は公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業で進められ、処理区域内はほぼ整備されてきています。今後普及率の向上を図るためにには、これら下水道処理区域外の住宅の整備を合併処理浄化槽設置整備事業により促進していくことが必要です。また、下水道の処理場等が平成元年から供用開始し 20 年以上経過していることから、機器更新にあたり施設の長寿命化、及び耐震化計画を段階的・計画的に取り組み維持管理していくことが必要です。

施策の体系

上下水道の整備

- 水需要に対応した良質な水道水の安定供給の確保
- 下水道事業の推進

主な施策

- 1) 水需要に対応した良質な水道水の安定供給の確保
 - ・夕張シーパロダム建設事業を促進するとともに、安定した水源確保に努めます。
 - ・安定的かつ効率的な水運用を図るとともに、施設の維持管理等を強化し、上水道の高有収率の確保に努めます。
- 2) 下水道事業の推進
 - ・環境保全、環境循環に配慮し、全町の下水道普及率及び水洗化率の向上を図ります。
 - ・公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業で水洗化への対応を図ります。

- ・現在の本町における公共下水道の基本整備計画の見直しを行い、計画的・効率的な公共下水道事業を推進します。

第6節 住環境の整備と定住促進

現況と課題

公営住宅の管理戸数は 2010 年（平成 22 年）9 月現在で 366 戸あり、12 団地となっています。

しかしながら、公営住宅は老朽化した住宅が多く、全体の 2/3 が耐用年数を超えていました。ユニバーサルデザインや居住水準の向上に対応した良質な公営住宅ストックの形成に資するため、2004 年度（平成 16 年度）に「公営住宅ストック総合活用計画」が策定されました。その見直しとともに既存住宅の効率的な維持保全計画を含め 2010 年度（平成 22 年度）に策定される「長沼町公営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な公営住宅の整備が必要です。

宅地開発については、1993 年（平成 5 年）から民間による宅地開発が進められ、また、土地区画整理組合によりあかね町、旭町で土地区画整理事業が行われ、良好な住宅地が形成されています。舞鶴では農村活性化住環境整備事業による住宅地形成が行われ、現在分譲されています。また、馬追丘陵からの眺望が優れる高台地では、町外からの移住者を中心とした新たな住宅地が形成されていますが、丘陵地域の持つ美しい景観が損なわれないよう配慮が求められています。

2005 年（平成 17 年）10 月 1 日現在の本町の人口は 12,399 人で、2000 年（平成 12 年）の 12,452 人と比較すると 53 人減少していますが、近隣の町と比較すると減少率は小さくなっています。

また、本町は、札幌市などの都市部や新千歳空港から至近という立地条件にあり、農村地域にありながら高度な医療サービス等を受けられること、豊かな自然と馬追丘陵からの優れた眺望などの魅力を有しています。このため、団塊の世代だけでなく若年層も含めた幅広い年代層が、農的暮らし、近隣都市への通勤、IT 基盤を活用した SOHO（スマートオフィス・ホームオフィス）、二地域居住など、多様な「田園暮らし」を楽しむことが可能であることから、地域環境やコミュニティを大切にしつつ、町の人口を増加させ、町の活性化を図ることができます。

近年、豊かな自然の中でゆとりとうるおいをもって暮らすという生活者ニーズが強まり、サラリーマン定年層などでは家庭菜園も楽しめる広い宅地を求める傾向にあります。また、共働きが多い若い夫婦層では子育て、子どもの教育環境、公園、交通の利便性などを望んでおり、総合的な条件整備により、定住の促進を図ることが必要です。

また、都市住民からは、豊かな自然環境や農的暮らしなどを求めて、居住可能地に係る

問い合わせが寄せられていることから、情報の収集、提供の体制充実が必要です。

施策の体系

住環境の整備と定住促進

- 公営住宅の計画的建替と維持保全の推進
- 美しくゆとりある住宅地の創出
- 定住促進に向けた施策の推進

主な施策

1) 公営住宅の計画的建替と維持保全の推進

- ・「長沼町公営住宅長寿命化計画」に基づき、公営住宅の計画的な建替及び維持保全を推進します。
- ・ユニバーサルデザイン型住宅の整備を推進します。

2) 美しくゆとりある住宅地の創出

- ・自然環境や周辺住宅との調和に配慮し、ゆとりある敷地スペースで家庭菜園や花壇などを楽しめる、田園型住宅の建築を推進します。
- ・住宅用太陽光発電システムの導入促進などにより、環境に配慮した安全・省エネ型住宅の建設を促進します。

3) 定住促進に向けた施策の推進

- ・少子・高齢社会、交流、文化・教育、保健福祉、ユニバーサルデザイン、景観など総合的対応を図りつつ、定住促進を目途に宅地開発の誘導と調整に努めます。【再掲】
- ・本町での暮らしに関心ある町外在住者を対象とした「お試し暮らし」のPRに努め、利用を推進します。
- ・関係機関等と連携し、移住・定住情報提供の体制充実を図るとともに、インターネット等を利用した土地、建物等居住に係る情報提供を検討します。



第7節 公園・緑地の整備

現況と課題

現在の都市公園・都市緑地数は街区公園 9 か所、近隣公園 2 か所、総合公園 1 か所、都市緑地 1 か所となっていますが、総合公園については、長沼町総合公園を現在整備中です。

公園事業をはじめとして緑づくり・景観づくり等は「緑と光のニュータウン構想」「うるおい・緑・景観まちづくり整備計画」「長沼町美しい景観づくり計画」に基づいて整備・推進されています。

都市公園以外では、ながぬまコミュニティ公園、せせらぎ公園、長沼町農村広場、防風保安林、東庭園、長沼神社、北長沼水郷公園、マオイの丘公園(道の駅)、ふるさとの森グリーンコリドー274、舞鶴スポーツ公園など、さまざまな機能をもった公園があり、森づくり、街並みづくり、並木道づくりなど、緑と光があふれるまちづくりを進めています。

施策の体系

公園・緑地の整備

- 水と緑のネットワーク形成

主な施策

1) 水と緑のネットワーク形成

- ・既存公園施設等の充実に努めます。
- ・長沼町総合公園を計画的に整備し、体育、福祉施設との一体的な利用により、利便性を向上します。

第8節 環境衛生の推進

現況と課題

ごみ処理は南空知公衆衛生組合（長沼町、南幌町、由仁町の 3 町で設立）で分別収集、処理しています。住民の生活様式の多様化によりごみの排出量が増加していましたが、2005 年度（平成 17 年度）をピークに減少傾向にあります。今後も、一層のごみ減量化とリサイクルの推進を強化していきます。

ごみ処理は、可燃ごみはダイオキシン排出に関する規制により馬追清掃センターが使用できなくなったため、千歳市に焼却処理を委託しています。生ごみは堆肥生産センターでもみ殻と混合してコンポスト生産を行っています。粗大ごみ、不燃ごみについては馬追クリーンセンターで破碎し、資源となる鉄とアルミニウムはリサイクルし、不燃物は南幌町

に設置した管理型最終処分場で埋立処理しています。また、資源ごみとして収集したダンボール、雑誌、新聞紙、チラシ、牛乳パック類、ビン・缶・ペットボトル類、プラスチック類はリサイクルしています。

さらに、北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき設立された「道央地域ごみ処理広域化推進協議会」（北広島市、長沼町、南幌町、由仁町、栗山町及び南空知公衆衛生組合の1市4町1組合）で、ダイオキシン対策をはじめとする将来のごみ処理方策等に基づき施設建設や広域の拡充などについて協議を進めています。

産業廃棄物については、再利用化、適正処理等の啓発と指導を継続していくことが必要です。

一方、町内各団体等では自主的清掃美化活動が行われていますが、ごみの散乱や河川、保安林などへの不法投棄が発生しています。

畜犬については登録頭数が2009年度（平成21年度）末で954頭です。近年犬・猫などのペットのふん処理等飼育に関する苦情が多くなっています。

環境美化については、2005年（平成17年）3月に「長沼町さわやか環境づくり条例」を制定し、ごみの不法投棄及び飼い犬・飼い猫のふん害、墓地以外の場所での焼骨の散布を防止するためモラルの徹底を促すとともに、地域と一体となった環境美化を推進し、住民がさわやかな環境で生活できるよう取り組むことが必要です。

公衆トイレについては国のクリーンタウン事業で整備し、南長沼、北長沼、西長沼、あかね町、旭町、伏古墓地に設置しています。

し尿処理は道央地区環境衛生組合（北広島市、長沼町、南幌町、由仁町の1市3町）で収集処理しています。施設の老朽化に伴い、2013年度（平成25年度）を目処とした北広島市が整備中のバイオマス混合調整施設での複合処理を予定しており、道央地区環境衛生組合は2014年度（平成26年度）に解散する予定となっています。それまでの間、現有施設については必要な維持補修、適切なし尿処理が必要となります。

斎場は南空知葬斎組合（長沼町、南幌町、由仁町、栗山町の4町）で管理運営し、2000年（平成12年）10月に伏古斎苑が新築されました。施設の建設にあたっては、従来の火葬場のイメージを払拭し、公害防止対策や環境に十分配慮した施設となっています。

霊園は計画的に造成し、貸付を行うとともに、周辺は花壇、水飲み場、街路灯を設置し、環境の整備を行っています。今後、貸付促進のため2006年度（平成18年度）以前に造成された霊園の環境整備が必要となっています。

施策の体系

環境衛生の推進

○ごみ減量化と資源リサイクルの推進

○環境美化の推進

○霊園の整備促進

主な施策

1) ごみ減量化と資源リサイクルの推進

- ・再利用可能な紙類、びん類、金属類等の資源回収が促進されるよう啓発を行うなどにより、ごみ減量化の促進とリサイクル意識の高揚を図ります。
- ・良好でさわやかな環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めるため、行政区など地域が取り組む 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）活動などに対しての支援対策を図ります。
- ・ごみの分別・出し方のマナー向上に向けて啓発を行います。特に、ごみの分別方法は各市町村で異なることから、転入したばかりの住民に対してきめ細かな説明を行います。
- ・産業廃棄物の再利用化・適正処理等の啓発と指導を行います。

2) 環境美化の推進

- ・ごみの不法投棄防止などを図るため、「長沼町さわやか環境づくり条例」の PR に努めるとともに、地域や事業者、土地利用者などが協力した不法投棄防止や環境美化活動への支援対策を図ります。
- ・いつも清潔な状態を保つため、継続的に公衆トイレの維持管理を図ります。
- ・「長沼町さわやか環境づくり条例」に基づき、犬や猫などペットの飼い主への指導の徹底を図るとともに、「ペット条例」の制定を検討します。

3) 靈園の整備推進

- ・靈園については、貸付状況を踏まえて逐次整備を図るとともに、2006 年度（平成 18 年度）以前に造成された墓地の貸付促進のため、環境整備を図ります。

第9節 交通安全

現況と課題

道路整備が進み、町民の生活行動圏は飛躍的に拡大しています。特に、本町の道路区画は碁盤の目に交差していることから、交差点での事故が多く発生しています。また、国道・道道の整備が進み、通過車両の交通量増大に伴い交通事故が発生しています。

交通安全意識の向上と交通事故防止を目的に、1984 年（昭和 59 年）9 月に町議会による「シートベルトの着用に関する宣言」がなされ、他「ストップ・ザ・交通事故死」をスローガンに、「スピードダウンによる安全運転」、「高齢者の交通事故防止」、「シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」を推進していますが、交通事故が後を断たない状況にあります。

交通安全施設については安全・円滑な走行確保のため、順次整備を進めています。

また、交通安全教育については、交通安全推進委員会や交通安全協会の活動促進、児童・高齢者への交通安全教育などを行っています。

施策の体系

交通安全

- 交通安全施設の整備促進
- 交通安全教育の徹底と交通安全運動の推進

主な施策

1) 交通安全施設の整備促進

- ・道路整備と合わせた交通安全施設の整備を促進します。

2) 交通安全教育の徹底と交通安全運動の推進

- ・交通安全運動の実施、学校教育での青空教室及び豊生大学の安全教室などを通じ、関係機関とともに交通安全の啓蒙・啓発を図ります。



第10節 安心を支える体制の充実

現況と課題

2009年（平成21年）の犯罪発生件数は107件です。

犯罪内容は、車上ねらいや、侵入窃盗が多く見られます。また、次代を担う青少年の非行等も増加しています。

これまで、町議会では「暴力追放に関する宣言」（1969年（昭和44年））、「防犯の推進に関する宣言」（1989年（平成元年））を行い、さらに町民の安全意識の高揚と自主的活動推進のため「生活安全条例」（1999年（平成11年））を制定するとともに、長沼町防犯協

会、長沼町暴力追放運動推進協議会、中央・北・南の交番・駐在所と連携しながら安全な生活の確保に向けた取り組みを行っていますが、今後ともより一層連携を深め、防犯活動を充実することが必要です。

消費者問題については、近年、全国的な情報化の進展やライフスタイルの多様化等により、消費者を取り巻く環境が大きく変化してきており、製品事故の多発や販売方法がより悪質・巧妙化するなど、消費者問題がますます複雑・多様化し、不当請求や高齢者などを狙った悪質商法が後を絶たない状況となっています。

2009年（平成21年）9月に「消費者安全法」が施行されたことにより、市町村は消費者からの苦情に係る相談や苦情処理のためのあっせん、消費者安全確保のために必要な情報収集・提供など、相談窓口の役割を担うこととなりました。

施策の体系

安心を支える体制の充実

- 関係機関等の連携強化による防犯体制の充実
- 青少年健全育成活動の推進体制確立
- 街路灯、防犯灯の整備促進
- 消費生活行政の機能強化

主な施策

- 1) 関係機関等の連携強化による防犯体制の充実
 - ・長沼町防犯協会、長沼町暴力追放運動推進協議会及び栗山警察署等と連携を図り、啓発用チラシの発行・配布により、防犯意識の高揚を図ります。
- 2) 青少年健全育成活動の推進体制確立
 - ・全町的な青少年健全育成に向けた体制づくりを推進します。
- 3) 街路灯、防犯灯の整備促進
 - ・明るいまちづくりのために街路灯、防犯灯の整備を推進します。【再掲】
- 4) 消費生活行政の機能強化
 - ・消費者安全確保のため、国や道との情報交換など必要な情報収集、消費者への情報提供を行います。
 - ・複雑・多様化する消費者問題に適切に対応するため、消費者相談員等を配置した近隣町による広域的な相談窓口の体制整備を図ります。

第11節 防災体制の充実

現況と課題

本町の開拓が始まって以来、幾度となく大きな被害をもたらした水害は、国・道などによる治水事業の強力な推進により徐々に解消されつつありますが、地形条件により、依然として水害発生の危険性は高いといえます。

また、町内に石狩低地東縁断層帯と呼ばれる活断層が存在することなどから、地震の発生も懸念されます。

災害時における住民生活の早期安定を図ることを目的に、2008年度（平成20年度）に町内各団体及び民間企業と災害時協力協定を締結しました。

今後は、河川改修や水防施設の整備・管理などの治水対策の推進とともに、総合防災訓練の実施や、2006年度（平成18年度）に策定した「長沼町地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成、防災体制の充実を図るなど、災害に強い郷土づくりに不断の努力が必要です。

施策の体系

防災体制の充実

- 災害時の体制充実
- 防災意識の高揚

主な施策

1) 災害時の体制充実

- ・「長沼町地域防災計画」に基づき、災害体制の充実を図ります。
- ・高齢者等の災害時要援護者が円滑に避難を行えるよう、「ご近所あんしんネットワーク」事業の充実を図ります。

2) 防災意識の高揚

- ・総合防災訓練の実施や、防災情報を提供するなど、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図ります。
- ・災害時の防災活動が効果的に行われるよう、地域住民、事業所等における自主防災組織の育成を図ります。



第12節 消防・救急

現況と課題

本町の消防・救急は、南空知消防組合長沼支署で行っています。

消防力は、2010年（平成22年）9月1日現在で署員19名、消防ポンプ自動車（タンク車含む）5台、大型水槽車1台、小型動力ポンプ付積載車4台、小型動力ポンプ8台、高規格救急車1台、その他3台です。今後は災害活動の中心車両となっている水槽付消防ポンプ自動車の早期更新が必要です。又、職員数については19名であり、消防力の基準（基準29名 充足率65.5%）に至ってないので、今後も職員の計画的な補充が必要であり、2011年（平成23年）以降も消防広域化の動向を見据えながら、消防施設・装備及び人員の整備を推進し、消防力の整備指針に基づいた体制を構築するよう努めます。

現在の消防団員定員数は147名であり実員数は145名となっています。今後も産業・就業構造の変化に伴い消防団員の確保に困難が予想され、更なる入団促進を積極的に図って行くことが必要です。また、2010年（平成22年）4月からは女性消防団員7名が入団していますが、女性消防団員の充実・強化を図ることも必要です。

消防水利については消火栓136基、防火水槽48基と整備されていますが、現況として準市街地の充足率95.9%、その他の地域の充足率が64.7%とその他の地域の充足率が特に低い為、消防水利の更なる整備拡充が必要であると共に、貯水槽・消火栓にあっては老朽化に伴い計画的に補修及び更新が必要です。

通信については基地局及び固定局が8局、移動局が23局となっていますが、2016年（平成28年）5月末までのデジタル化に向け、北海道消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に係る整備計画に基づき協議を進めています。

火災件数は、2006年（平成18年）が9件、2007年（平成19年）が11件、2008年（平成20年）が10件、2009年（平成21年）が7件となっています。防火は日頃のチェックが重要となります。今後も、防火査察、予防活動に力を入れ、より一層の啓発を図る必要があります。

自主防災組織は消防団のほか女性防火クラブが活発な活動をしており、予防業務に積極的に取り組み、町民に対し防火意識の向上を図っています。今後は活動人員が固定化されているため、全町的な組織に向けて見直す必要があります。

救急については、2007年（平成19年）が出動件数413件、2008年（平成20年）が419件、2009年（平成21年）が438件と近年増加傾向にあります。救急救命士は現在10名に増え、救急救命士2名以上での救急出場が可能となっています。その中でも処置拡大に伴う気管挿管救命士3名、薬剤投与救命士5名と年々増えております。今後も年次計画的に養成し、技術の習得をしていくことが必要です。

現在、特定行為の指示病院は町立長沼病院、北大病院であり24時間体制が確立されています。気管挿管に伴う病院実習の受け入れ状況は、手稲渓仁会病院での計画的受け入れにより

気管挿管救命士は増えております。今後とも、救急技術の習得と資質の向上を図るため更なる教育が必要です。

2005年度（平成17年度）より、ドクターヘリが正式に運用開始となり、傷病者への初期治療までの時間が短縮され、救命率向上や後遺症の軽減の効果へと発揮されています。現在、ドクターヘリの冬期臨着場は4箇所であり、今後も冬期臨着場の確保を検討していくと共に、重症患者を早期医療機関へ搬送するドクターヘリ等との連携訓練の実施が必要です。

町民への啓発活動として、AED（自動体外式除細動器）を用いた応急手当や救急知識の講習を実施すると共に、AED設置者に定期的なメンテナンスを呼び掛けています。今後もAEDの普及と取扱い講習を実施し、さらなる救急への意識向上を図ることが必要です。

施策の体系

消防・救急

- 消防体制の整備充実
- 防火意識の高揚と自主防災組織の育成
- 救急体制の充実強化

主な施策

1) 消防体制の整備充実

- ・消防広域化の動向により、施設・装備・人員が大きく変動する可能性があるので慎重に推移を見極め、整備を進めます。
- ・消防施設の計画的な整備を進めると共に、消防広域化推進計画を十分に検討し広域化を見据えた対応を行います。
- ・北海道消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に係る整備計画に基づき充分に検討し整備を進めます。
- ・住民ニーズの多様化に対応するため、2010年度（平成22年度）に7名が入団した女性消防団員を活用して、福祉消防の浸透を主眼に活動を計画し、更なる団員確保を図り地域の防災力の強化を促進します。
- ・複雑化・多様化・高度化する災害へ対応するため、担当職員各自で各分野の知識習得に努め、地域の実情を念頭に適正な消防力を整備するように努めます。

2) 防火意識の高揚と自主防災組織の育成

- ・防火教室の開催と防火査察の充実により、防火意識の高揚を図ります。
- ・女性防火クラブ活動の改善を図ると共に、引き続き自主防災組織の育成を図ります。

3) 救急体制の充実強化

- ・救命士の複数乗車を維持し、気管内挿管・薬剤投与認定救命士を計画的に育成して、救急処置の質を高め救命率の向上に努めます。
- ・メディカルコントロールに対する関連病院との協力体制と、事後検証や各種講習会への参加を促し救急体制の強化、質の向上に努めます。
- ・行政区や個人での救命講習会への参加を呼びかけ、AED の普及と取扱いを講習し、救急への意識の向上に努めると共に、AED 設置者に定期的なメンテナンスを呼びかけます。



・人と自然が共生し、
美しい景観をつくる・保つまちづくり

1. 自然環境の保全
2. 循環型社会の形成と公害防止
3. 新エネルギー・省エネルギー
4. 環境教育・環境学習の推進
5. 緑化・花いっぱい運動の促進
6. 清掃美化
7. 親水空間の創出
8. 景観形成の推進

第1節 自然環境の保全

現況と課題

本町は、食料基地として、食料増産と耕地面積拡大のための開拓を行ってきました。その結果、町の大部分が農地となり、多様な二次的自然をもつ緑豊かな田園風景が形成されています。

一方、原生の自然が残る馬追丘陵の一帯は、さまざまな種類の野鳥や昆虫が生息し、樹種も豊富で、「エゾライン」と呼ばれ自然の宝庫となっています。

このような状況を背景に、町では「緑と光のニュータウン構想」「うるおい・緑・景観まちづくり整備計画」「長沼町美しい景観づくり計画」に基づき、環境美化と景観形成に努め、緑化・花いっぱい活動、公共施設の緑化、並木道づくり、みどりの百景づくり、河畔林整備などを進めてきました。

また、「森林整備計画」に基づき、馬追丘陵の森林保全、防風林の整備などを進めています。

馬追丘陵の森林と防風保安林は本町の貴重な景観資源であり、また豊かな田園環境のシンボルでもあることから、今後とも計画的に整備・保全を進めが必要です。

また、自然環境保全意識の高揚を図る観点から、森林・河川など自然資源の利活用を図ることが必要です。

施策の体系

自然環境の保全

○自然資源の保全と利活用の推進

主な施策

1) 自然資源の保全と利活用の推進

- ・農地・用排水路・田園景観等の資源保全と質的向上に努めます。
- ・恵まれた自然環境が保たれるよう、「森林整備計画」に基づき、森林資源の育成と生態系の適正な保全、整備に努めます。
- ・馬追丘陵の遊歩道や防風保安林の活用を進めるとともに、マオイ文学台の周辺整備を進めます。
- ・遊水地利活用計画検討委員会の答申に基づき、関係機関や関係団体と協議を進め、遊水地における豊かな自然空間と風景ゾーン、環境学習と交流の場の整備を進めます。



第2節 循環型社会の形成と公害防止

現況と課題

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式や社会活動は、環境に著しい負荷を与え、身近な生活の場だけではなく、地球規模での環境の悪化を招いています。これらの問題に対応していくためには、町民と行政の協働により、ごみの減量化や資源化に努めていく必要があります。

公害防止については市街地区域内に、悪臭、騒音、振動などの規制地域指定がなされていますが、区域外の一部では悪臭や道路等での騒音、振動に対する苦情が生じています。

また、公共下水道及び農村集落排水処理区域外では、合併処理浄化槽設置の普及から生

活雑排水が直接河川に流されるといった状況は減少していますが、今後も普及を促進し、公共水域の水質保全を図ることが必要です。

施策の体系

循環型社会の形成と公害防止

- ごみ減量化と資源リサイクルの推進
- 生産活動・生活による公害の防止

主な施策

1) ごみ減量化と資源リサイクルの推進【再掲：第2章第8節 環境衛生の推進】

2) 生産活動・生活による公害の防止

- ・家畜排せつ物の管理が適正に行われるよう、点検、指導活動の充実を図るとともに、耕畜連携による土づくりを推進します。
- ・農村景観の美化に配慮し、農家、系統団体と連携し、廃棄物の適正処理と廃プラスチックなどの適正な回収・リサイクルに努めます。
- ・環境保全、環境循環に配慮し、全町の下水道普及率及び水洗化率の向上を図ります。【再掲】



第3節 新エネルギー・省エネルギー

現況と課題

世界のエネルギー使用量が増大し、石油・ガスなど化石燃料の将来的な枯渇の問題や、地球規模の温暖化への対応の必要性が多くの場で議論されています。

特に環境問題では、地球温暖化防止の国際的な取り決めである「京都議定書」が2005年（平成17年）に発効し、世界各国が協調して二酸化炭素など温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいます。

これらを背景として、町は、2005年（平成17年）に「地域新エネルギービジョン」を策定し、住宅用太陽光発電システム導入への助成をはじめとして、自然の恵みや地域の資

源を有効に活用した新エネルギーの利用に取り組んでいます。今後とも、町の豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、地球規模の環境問題の解決、町のイメージを高めるなどの観点から、新エネルギーの導入促進を図ることが必要です。

一方で、事業所における生産活動や住民の日常生活等に起因する温室効果ガスの発生を少しでも抑えることが必要となっています。国は、2010年（平成22年）1月に、事業所や家庭などにおいて実践できるCO₂削減に向けた具体的な行動を提案し、その実践を呼びかける「チャレンジ25キャンペーン」を開始しました。こういった動きを踏まえ、住民、事業者及び行政が協働して省エネルギーに取り組むことにより、温室効果ガスの排出が少ない、低コストで環境にやさしい地域社会構造へと転換していくことが必要です。

施策の体系

新エネルギー・省エネルギー

- 新エネルギーの導入促進
- 省エネルギー、環境に配慮した生活の推進

主な施策

1) 新エネルギーの導入促進

- ・住宅用太陽光発電システムの導入促進などにより、環境に配慮した安全・省エネ型住宅の建設を促進します。【再掲】
- ・雪氷冷熱、バイオマス等新エネルギーの導入に向け、事業者等に対して補助制度や新技術等に関する情報提供等の支援を行います。
- ・新エネルギーに関する知識の普及を図ります。
- ・公共施設における新エネルギーの導入を検討します。

2) 省エネルギー、環境に配慮した生活の推進

- ・地球温暖化防止の観点から、公共施設等における省エネルギーに努めます。
- ・家庭や事業所などにおける省エネルギー・省資源化を促進するため、省エネルギー等に関する情報を提供するなどにより、意識啓発を進めます。

第4節 環境教育・環境学習の推進

現況と課題

学校教育においては、理科や社会科、家庭科等の教科、総合的な学習の時間などにおいて、学習指導要領に基づき環境に関わる教育が展開されています。

今後は、各学校の要望に基づき、より一層内容の充実に努めることが必要です。

また、外部の人材や地域の教育力を活用するなどして、あらゆる世代や機会を通じ、環境教育・環境学習を推進することにより、環境保全意識の高揚を図ることが必要です。

施策の体系

環境教育・環境学習の推進

- 体系的な環境教育・環境学習の推進
- 環境学習の発信・共有

主な施策

1) 体系的な環境教育・環境学習の推進

- ・学校教育における環境・エネルギー教育を推進します。
- ・「第2期生涯学習推進計画」に基づいて、環境問題への認識を深め、環境への負荷の少ない地域社会づくりに向けて、環境学習を推進します。
- ・生涯学習や緑化・花いっぱい運動の促進により、郷土の自然に対する愛護意識の高揚を図ります。
- ・遊水地利活用計画検討委員会の答申に基づき、関係機関や関係団体と協議を進め、遊水地における豊かな自然空間と風景ゾーン、環境学習と交流の場の整備を進めます。

【再掲】

2) 環境学習の発信・共有

- ・地域の環境資源等に関する情報発信と啓発活動を進めます。
- ・新エネルギーに関する知識の普及を図ります。【再掲】
- ・家庭や事業所などにおける省エネルギー・省資源化を促進するため、省エネルギー等に関する情報を提供するなどにより、意識啓発を進めます。【再掲】

第5節 緑化・花いっぱい運動の促進

現況と課題

緑化・花いっぱい運動については、「緑と光のニュータウン構想」「うるおい・緑・景観まちづくり整備計画」「長沼町美しい景観づくり計画」「森林整備計画」等に基づいて道道、幹線町道等の並木道づくりなどを計画的に進めてきました。

各地区では、町民の花いっぱい運動が実践されています。

また、「みどりの百景づくり推進事業」を進め、庭、屋敷林、防風林形成に努めています。

今後とも“緑と光にあふれる美しいまちづくり”を町民の主体的参加を促進しながら、積極的に進めることが必要です。

施策の体系

緑化・花いっぱい運動の促進

○緑化・花いっぱい運動の促進

○緑と光にあふれるまちづくりの推進

主な施策

1) 緑化・花いっぱい運動の促進

- ・「長沼町花いっぱい運動」をはじめとする町民の自主的な活動を支援します。
- ・街路樹・並木、河畔林等の植栽・管理を行う町民組織や各地区組織等の育成・支援を行います。
- ・町の木・町の花の普及、定着を促進します。
- ・「みどりの百景づくり推進事業」による庭、屋敷林、防風林の形成を促進します。
- ・景観形成作物の栽培による美しい景観形成について検討します。

2) 緑と光にあふれるまちづくりの推進

- ・町民と行政の協働により美しい田園景観を創出するため、「長沼町美しい景観づくり計画」に基づき、植栽等による修景や緑化を推進します。
- ・恵まれた自然環境が保たれるよう、「森林整備計画」に基づき、森林資源の育成と生態系の適正な保全、整備に努めます。【再掲】



第6節 清掃美化

現況と課題

清掃美化については、地区や各団体等で自主的な活動が行われています。活動対象は沿道、公共施設等周辺、河川、ごみ集積所周辺などで、全町一斉清掃や空き缶拾いなども行われています。

美しい景観づくりや環境を守るためにには日常的な整理整頓、清掃活動が基礎となります。町民の自主的なまちづくり活動を促進し、清掃美化活動を充実することが必要です。

施策の体系

清掃美化

- 整理されたきれいなまちづくりの推進

主な施策

1) 整理されたきれいなまちづくりの推進

- ・各地区、各団体等の自主的清掃美化活動を促進し、きれいなまちづくりを進めます。
- ・住宅や事業所等の周囲の整理整頓、空地、河川等の雑草処理を促進し、整ったきれいなまちづくりを進めます。
- ・全町一斉清掃、空き缶ポイ捨て防止等全町的清掃美化活動の促進を図ります。
- ・ごみの不法投棄防止などを図るため、「長沼町さわやか環境づくり条例」のPRに努めるとともに、地域や事業者、土地利用者などが協力した不法投棄防止や環境美化活動への支援対策を図ります。【再掲】

第7節 親水空間の創出

現況と課題

身近な場所で水と親しみ憩うため、また、町に豊かなうるおいをもたらすため、「ながぬまコミュニティ公園」「せせらぎ公園」など、親水性に配慮したまちづくりを進めています。

まちづくりにあたっては今後とも親水性に配慮するとともに、河川やため池等への親水性の付加、農業用施設等の多面的利用を図り、うるおいのあるまちづくりを進めることが必要です。

施策の体系

親水空間の創出

- うるおいのあるまちづくりの推進

主な施策

1) うるおいのあるまちづくりの推進

- ・遊水地利活用計画検討委員会の答申に基づき、関係機関や関係団体と協議を進め、遊水地における豊かな自然空間と風景ゾーン、環境学習と交流の場の整備を進めます。

【再掲】

第8節 景観形成の推進

現況と課題

景観形成については、これまで、「長沼町ニューカントリー構想」「緑と光のニュータウン構想」「うるおい・緑・景観まちづくり整備計画」等に基づいて整備を進めてきました。

“農村的なものと都市的なものが調和した特色ある景観形成”を図るため、緑と光と水に着目し、馬追丘陵の自然環境保全と並木道づくりや街路樹の植栽、河畔林の整備等により町内を緑の樹木でネットワークする方向で取り組んでいます。

本町は、2007年（平成19年）8月に景観行政団体となり、「美しい景観づくり計画」を策定し、「美しい景観づくり条例」を施行しました。これにより、周辺景観にそぐわない建築物や工作物の設置を規制することができるようになりました。

本町の美しい景観を守り、育てるため、今後は一層行政、町民、企業等が一体となって景観形成に向けての取り組みを推進していくことが必要です。

また、道路からみた景観や公共施設、観光施設等の案内サインを整備するなど、景観向上に向けた取り組みが課題となっています。

施策の体系

景観形成の推進

- 景観形成の推進

- 景観資源の保全と活用推進

主な施策

1) 景観形成の推進

- ・町民と行政の協働により美しい景観を創出するため、「長沼町美しい景観づくり計画」に基づき、景観悪化を防止するとともに、美しい景観の形成に努めます。

2) 景観資源の保全と活用推進

- ・沿道緑化、沿道美化・サイン整備等を推進し道路環境の個性化・魅力化を図ります。【再掲】



目標

・住み慣れた町で、誰もが安心し、
いきいき暮らせるまちづくり

1. 保健の充実
2. 医療の充実
3. 地域福祉の増進
4. 高齢者福祉の充実
5. 児童福祉・子育て支援の充実
6. ひとり親家庭等に対する福祉の充実
7. 障がい者(児)福祉の充実
8. 生活援護の充実
9. 介護保険の充実
10. 社会保障の充実

第1節 保健の充実

現況と課題

保健活動については「セルフケア」（自分の健康は自分で守る）をモットーに、「高齢者保健福祉計画」・「健康増進計画」などに基づいて、健康管理と病気の予防、早期発見、早期治療及び重症化予防に努めています。

また、保健サービスを実施する拠点となる「総合保健福祉センター」（愛称“りふれ”、以下「りふれ」という。）において、関係分野が一体となった総合的な保健福祉サービスの提供を行なっています。

住民健康管理情報システム等による情報の蓄積、提供が充実してきており、また各地区の保健衛生推進員の活動も活発なことから、「りふれ」の機能と情報システムを有効に使いながら保健活動を進めています。

乳幼児期からの生活習慣病予防、疾病の重症化予防を進めるため、各種健診、教室、相談等充実した活動を行っています。

一方、高齢社会に入り、健康で長寿を全うすることが誰もの願いとなっています。高齢期を健康に過ごすためには若いうちからの健全な生活習慣を身につけることが求められています。特に食生活の習慣は生活習慣病を予防する最も基礎となることから、健康について

ての教育や相談等の中で食生活改善活動を進めていくことが重要となります。

また、閉じこもりの防止や健康な高齢者に対する認知症予防、介護予防のための教育指導等を進めていく必要があります。

さらに、「りふれ」の機能を活用しながら、社会体育との連携で町民の健康づくりを進めていくことに加え、メンタルヘルスの向上等、精神保健に関する取組体制を充実させていくことが必要です。

施策の体系

保健の充実

- セルフケア意識の高揚と生活習慣病予防活動等の充実
- 少子高齢社会に対応した保健サービスの充実

主な施策

1) セルフケア意識の高揚と生活習慣病予防活動等の充実

- ・健康教育・健康相談、保健・栄養指導、生活習慣病予防等の啓発活動と保健衛生推進員の活動等を通じて、セルフケア意識の高揚と生活習慣病予防対策の充実に努めます。
- ・検診（健診）の受診率向上を図るため、町民が受診しやすい条件づくりを進めます。
- ・運動公園やスポーツ施設等を有効に活用し、生涯スポーツと連動した町民の健康づくり活動を支援します。
- ・うつ・自殺予防対策等、こころの健康づくり活動を進めます。
- ・障がい者（児）の健康管理や健康教育、相談等を進めます。
- ・各地区保健衛生推進員の活動促進を図ります。

2) 少子・高齢化に対応した保健サービスの充実

- ・「次世代育成支援行動計画」・「長沼町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、乳幼児、児童、高齢者への保健活動を充実するとともに、子ども発達支援センター、子育て支援センター、地域包括支援センターと連携し、子育て支援や高齢者の生きがいづくりなどを進めることで健康管理・健康づくりを推進します。



第2節 医療の充実

現況と課題

本町の医療施設は町立長沼病院（内科、消化器科、整形外科、循環器科、眼科、皮膚科、精神神経科、麻酔科など）のほか、医院 6（内科 5、神経科 1）、歯科医院 6 です。

医学の進歩や保健活動の充実などにより町民の健康は増進していますが、保健医療に対する需要は、高齢化や生活環境の変化に伴い多様化、増大する傾向にあります。また、患者側の専門医志向により札幌圏を中心に町外医療機関への受診依存度が高い状況にあります。

町立病院については、地域の医療機関としての機能が十分発揮できるよう、医療従事者と高度医療機器の充実が必要です。また、救急医療については医師と消防などの関係機関と協力し、広域的な連携体制の維持充実に努めることが必要です。なお、町立病院の主要な施設は建設以来 30 年以上経過し老朽化が進む中、部分的な補修等で対応していますが、将来的な地域医療のあり方と併せて改築についても検討が必要です。

施策の体系

医療の充実

○町立長沼病院の医療サービスの充実

主な施策

1) 町立長沼病院の医療サービスの充実

- ・医療体制の充実のため、診療科目の見直し、高度医療機器の整備、電子カルテ・オーダリングシステムの導入等を検討するとともに、医師及び看護師等医療スタッフの確保及び医療技術の向上を推進します。また、町内医療機関に無い専門診療科（眼科・皮膚科等）の確保を図ります。
- ・救急医療の多様化、専門化に対応するため、専門診療医の出張診療の要請など、広域的な連携等による救急医療体制の充実を図ります。
- ・町立病院の病床数の見直し、老人保健施設への一部病床の転換と病院の耐震補強及び改築を含めて検討します。
- ・町立病院の IT を利用した遠隔医療について検討します。



第3節 地域福祉の増進

現況と課題

少子・高齢化の進行、核家族化などにより、地域における相互扶助機能が低下するとともに、介護や子育ての負担が増大し、福祉に対するニーズは、ますます複雑・多様化してきています。

このため、町民一人ひとりが福祉への理解と関心を深め、地域が自主自立の意識を持ち、地域全体で互いを支えあうコミュニティづくりが必要となっています。

乳幼児・児童も、高齢者も、障がい者（児）も、誰もが住み慣れた場所で安心して生活したいと願っています。ノーマライゼーションの考え方方が定着し、助け合い、あたたかなふれあいのある地域社会を育むことが必要です。

一方、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと価値観が変化し、個人の社会貢献意識の高まりやボランティア活動の活発化として表れており、地域福祉を支える担い手の一つとして、その育成と活動支援が求められています。

また、地域で高齢者等が安心して暮らしていくためには、ユニバーサルデザインの視点に立った、高齢社会に対応した居住環境等の整備を進めていくことが必要です。

施策の体系

地域福祉の増進

- 地域福祉推進体制の整備
- 地域福祉活動の充実促進
- 福祉のまちづくりの推進

主な施策

1) 地域福祉推進体制の整備

- ・民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会の相談・指導・支援の充実を図り、活動を支援します。

2) 地域福祉活動の充実促進

- ・ボランティアセンターの機能充実を図り、地区、団体、学校、職場等におけるボランティア教育・学習を進め、ボランティア活動の促進に努めます。
- ・高齢者の増加に伴うボランティア人材の確保と人材バンクの活用、保健、医療、福祉の情報化による、地域福祉ネットワークの形成を図ります。
- ・高齢者・障がい者を対象としている「ご近所あんしんネットワーク事業」について、要援護者に含まれる妊婦や幼児を対象とすることを検討します。

3) 福祉のまちづくりの推進

- ・長沼町総合公園を計画的に整備し、体育、福祉施設との一体的な利用により、利便性を向上します。【再掲】
- ・公共施設のドア、トイレなどの設備改善や段差解消などにより、心身に障がいのある人々に対する環境整備を推進します。
- ・高齢化に対応するため、歩道や公園等のユニバーサルデザイン化を促進します。

第4節 高齢者福祉の充実

現況と課題

「りふれ」には、保健福祉課・地域包括支援センター・訪問看護ステーション・運動指導室があり、それぞれに連携をとり、保健・医療・福祉の各サービスを総合的に提供しています。

高齢者事業団については、2009年（平成21年）4月1日から長沼町シルバー人材センターとなり、2010年（平成22年）3月31日時点で152名の会員がいます。会員のもてる技能を生かし活動しています。

引き続き「りふれ」を拠点とし、保健・医療・福祉の連携を一層強化し、地域も含めたネットワークづくりを進めることにより、総合的・一体的な高齢者福祉を推進することが必要です。

また、豊生大学や趣味教室等の生涯学習活動や産業分野と連携し高齢者の生きがいづくり、老人クラブ活動・パークゴルフ・ゲートボール・「りふれ」等でのスポーツを通じた健康づくり、仲間づくり、ボランティア活動及び社会参加を促進し、高齢者の経験や能力を発揮できる機会の確保に努めることで、高齢者が健康で生きがいを持ち、楽しみながら、安心して生活できる環境づくりを進める必要があります。

施策の体系

高齢者福祉の充実

- 高齢社会に対応した総合的・一体的高齢者福祉の推進
- 高齢者の生きがい対策と働く場の確保促進

主な施策

1) 高齢社会に対応した総合的・一体的高齢者福祉の推進

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、「りふれ」を拠点とし、保健、医療、福祉、地域などの連携によるネットワークづくりを強化し、在宅福祉サービスの

充実を図ります。

- ・高齢者のみの世帯や一人暮らしの増加が見込まれることから、緊急通報装置の設置を推進します。
- ・介護保険関連施設の整備を進めます。
- ・高齢化に対応する公共交通を検討し、生活に密着した交通の確保に努めます。【再掲】

2) 高齢者の生きがい対策と働く場の確保促進

- ・生涯学習や雇用・就労機会の場の拡充など、産業分野と連携し高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援します。また、老人クラブの自主活動への支援やシルバー人材センターの自立活動を支援します。
- ・高齢者と子どものふれあいなど、世代間交流を推進します。



第5節 児童福祉・子育て支援の充実

現況と課題

2010年度（平成22年度）は、園児減少傾向にある北、西長沼保育園と中央長沼保育園との交流保育を実施しています。今後、子ども達の発達にとってより良い保育形態や内容について検討していく必要があります。中央長沼保育園を核として、さらに保育内容の充実に努めます。

2006年（平成18年）2月中央長沼保育園改築時、園内に子育て支援センターを併設しました。保育園や子ども発達支援センターとの連携の中で、多くの親子が集い、情報交換や遊びの場、子育てについて気軽に相談できる場となり、子育て支援の拠点となっています。今後も保護者の個々のニーズに対応できる子育て支援体制の整備に努めます。

また、中央長沼保育園の改築により、物理面での保育環境の改善ができました。保育内容においても、乳児保育や一時保育等、女性の就労機会の増大や就業形態の多様化に対応しています。中央長沼保育園においては、2010年度（平成22年度）から19時

まで拡大して延長保育を実施しています。今後もニーズの変化に対応した保育サービスの提供を検討する必要があります。

少子化対策に関連して、行政側からの積極的子育て支援が期待されています。福祉と教育との連携の中で、地域の人々を巻き込んで地域社会全体で子育て支援をしていく体制を整備し、少子化対策を進めていきます。

子ども発達支援センターにおいて、発達の遅れや障がいのある子どもに対して、早期発見・早期療育を実施しています。今後も母子保健、保育園、幼稚園、子育て支援センター、教育委員会との連携の中で、要保護児童も含めた配慮を要する子ども達への継続的な支援体制の充実に努めます。

さらに、児童を心身ともに健やかに育てる健全育成活動の充実が必要です。

施策の体系

児童福祉・子育て支援の充実

- 保育サービスと幼児教育の充実
- 児童の健全育成の推進
- 子育て支援体制の充実

主な施策

1) 保育サービスと幼児教育の充実

- ・保護者の利用ニーズに即した、保育体制、保育時間等、保育サービス内容の充実に努めます。
- ・保育サービス、子育て、療育に関する積極的な情報提供や支援を行います。
- ・私立幼稚園就園への助成を行います。
- ・幼稚園・保育園と小学校の情報交流・連携を図り、小学校教育への円滑な移行を促進します。

2) 児童の健全育成の推進

- ・福祉・教育等多様な施設と連携し、放課後や週末等における児童の居場所づくりを進めます。

3) 子育て支援体制の充実

- ・地域ぐるみでの「子育て」「子育ち」支援を行うため、教育委員会との連携の中で、体制整備を進めていきます。
- ・中央保育園に併設されている子育て支援センターを核として、すべての保護者がいきいきと子育てができる、すべての子どもが健やかに暮らすことができるよう、子育て相

談、各種教室・講座等、子育てに関する知識の普及・啓発や情報提供を行います。



第6節 ひとり親家庭等に対する福祉の充実

現況と課題

安定した生活を維持するため、ひとり親家庭への貸付制度等の円滑な運用を支援しています。

また、ひとり親家庭等の生活安定対策と自立できる対策を検討しています。

今後ともひとり親家庭等の保健・福祉活動の充実と生活自立に向けた相談、指導体制等を充実していくことが必要です。

施策の体系

ひとり親家庭等に対する福祉の充実

- ひとり親家庭等に対する福祉の充実と自立の促進

主な施策

- 1) ひとり親家庭等に対する福祉の充実と自立の促進
 - ・生活安定と自立支援等の体制を充実します。

第7節 障がい者(児)福祉の充実

現況と課題

障がい者（児）福祉サービスは、措置制度から自ら選び契約する支援費制度に変わり、補装具・日常生活用具の給付、交通費の一部助成、心身障害者扶養共済制度掛金の一部助成、身体障害者自動車運転免許取得費の一部助成、自動車改造費の一部助成、身障福祉協

会への運営費の補助等を行っています。

2006年度（平成18年度）からは、障害者自立支援法に基づき、障がいの種類（身体・知的・精神障がい）にかかわらず、共通の仕組みのもと、必要とするサービスを利用できるよう一元化されました。これら制度が有効に活用されるよう、2008年（平成20年）には「長沼町障害者計画」を策定したところですが、今後は、難病患者も含めた相談体制・福祉サービスを充実するとともに、地域生活支援、就労支援・社会参加の促進、居住環境等の整備を図ることが必要です。

施策の体系

障がい者（児）福祉の充実

- 障がい者（児）福祉の充実と社会参加の促進

主な施策

1) 障がい者（児）福祉の充実と社会参加の促進

- ・身体・知的・精神障がい者（児）及び難病患者への各種保健、医療、福祉サービスの充実を図ります。
- ・介護保険法・障害者自立支援法に基づき、住宅等のユニバーサルデザイン化を促進します。
- ・近隣に広域の共同作業所ができたことから、利用されている実態を調査し、広域での作業所運営を検討していきます。
- ・障がい者施策を推進するため、利用しやすい相談体制を整備し、ノーマライゼーションの普及と多様な社会参加を促進するとともに、働く場の確保を図ります。

第8節 生活援護の充実

現況と課題

低所得者福祉については、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、北海道空知総合振興局と連携しながら進めています。

今後とも連携を密にしながら健康管理と生活自立に向けた体制を充実することが必要です。

施策の体系

生活援護の充実

- 生活援護の充実

主な施策

1) 生活援護の充実

- ・関係機関団体等との連携を深めながら、低所得者の自立援助に向けた指導・助言及び相談体制の充実を図ります。
- ・民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会の相談・指導・支援の充実を図り、活動を支援します。(再掲)

第9節 介護保険の充実

現況と課題

介護保険制度は2000年（平成12年）の発足以来10年が経過しましたが、その間高齢化が進み介護保険サービスの提供に係る費用も増加しています。利用者の増加は保険料の負担にもつながり、保険制度の安定的な運営を阻害することが危惧されています。

そこで、超高齢化社会に向け介護保険制度を安定的に運営するために、2006年（平成18年）に制度の大幅な見直しがなされました。新たな制度では、明るく活力ある超高齢化社会の構築、制度の持続可能性、社会保障の統合化の3点を基本的視点とし、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保・向上、負担のあり方・制度運営の見直しの5つの改革に取り組んでいる点が特徴です。

今後は、将来にわたって介護保険制度を安定的に運営していくために、サービス基盤の整備や質の向上を図り、若年世代からの保健予防活動を充実させるなど、町民それぞれの状態に応じたサポート体制を構築する必要があります。

施策の体系

介護保険の充実

- 介護保険事業の推進と町独自サービスの充実
- 情報提供と相談業務体制の充実

主な施策

1) 介護保険事業の推進と町独自サービスの充実

- ・介護の悩みを解消できるよう、縦割りの制度を解消したワンストップ体制を整備し、利用者の選択によるサービス主体から保健・医療・福祉にわたる多様なサービスが総合的・効率的に利用できるサービス体制を確立します。
- ・ユニバーサルデザイン住宅の整備、介護手当、配食サービス、構造改革特区の認定を活かした移送サービスなど、介護保険制度の周辺施策を充実させ、在宅での生活を続

けられるような体制の充実を図ります。

- ・保健福祉施設の機能を活かした保健予防活動を積極的に展開し、将来を見据えた介護予防施策を充実させます。

2) 情報提供と相談業務体制の充実

- ・介護保険制度がより広く町民に理解され、よりスムーズなサービスの利用ができるよう、地域包括支援センターとの連携を図り、職員がすぐに相談に対応できるように体制を充実します。



第10節 社会保障の充実

現況と課題

長沼町は、1988年度（昭和63年度）以降数回の準指定を除き、高医療費市町村として指定を受け、全国平均を超えた医療費の一部を町で負担しています。高医療費の要因としては、①札幌市など高度医療設備・体制が整った施設に近く受診しやすい環境にあること、②一般、退職及び高齢者とも入院の一人当たり診療費、受診率が高く、特に40歳以上の入院が多いこと、③生活習慣に起因するものと思われる「循環器系」の疾患が多いこと、が挙げられます。

高齢者の医療保険制度は、2008年（平成20年）から始まった「後期高齢者医療保険制度」の中で、北海道後期高齢者医療広域連合が運営を行っています。受給対象者は75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上となっており、本町における一人当たり医療費は115万円（2009年（平成21年）速報値）で、全国平均（87.5万円）を大きく上回った高額な医療費となり、実績に応じて自治体が負担する「療養給付費負担金」が高額なものとなっております。

乳幼児等医療費の助成は、2009年（平成21年）1月から入院・通院の医療費助成対象を小学校卒業までに拡大し、町内での受診に関しては、関係医療機関の協力のもと受給者証

の提示により患者さんが窓口負担をせずに受診が可能となっています。また、重度心身障害者やひとり親家庭等の母又は父に対しても医療費の助成をしています。

医療費が高額なため支払いが困難な方には、限度額適用認定額を超えた医療費について、高額療養費受領委任払い制度の積極的な活用により負担軽減を図っています。

今後とも、国民健康保険給付の適正化、レセプト点検の充実を図るとともに、皆保険制度の理念のもと国民健康保険制度が支え合いの精神から成り立っていることへの理解を深め、保険料収納率向上に努めることが必要です。

また、高齢社会に対応した医療給付体制の整備とともに、保健、医療、介護、福祉の連携強化による健康づくりによる医療費の適正化を推進していく必要があります。

年金制度は国が主体となって運営することとなっておりますが、町においては国民年金制度へ理解と加入促進のための啓蒙・相談業務の強化が重要な業務となっています。

施策の体系

社会保障の充実

- 国民健康保険事業・老人保健事業の健全運営と医療費の適正化推進
- 国民年金制度の安定運営のための協力・連携

主な施策

- 1) 国民健康保険事業・老人保健事業の健全運営と医療費の適正化推進
 - ・医療費分析に基づき生活習慣病の実態把握に努め、特定健診を中心とした保健事業を積極的に推進し、自己意識の向上による医療費の節減に努めます。
 - ・保険料収納率向上とレセプト点検を専門業者に委託し、これらの充実を図ります。
 - ・2008年度（平成20年度）から始まった「後期高齢者医療保険制度」が2012年度（平成24年度）限りで廃止される見込みであることから、国民健康保険制度を含めた医療保険制度の改革・国庫負担率の向上を国へ強く要請します。
- 2) 国民年金制度の安定運営のための協力・連携
 - ・関係機関との連携の下、積極的に年金制度のPRを行い、年金保険料の収納率向上や国民年金への加入促進に努めます。

目標

・農商工の連携を進めるとともに、
活力ある産業を育むまちづくり

1. 農林業の振興
2. 鉱工業の振興
3. 商業の振興
4. 観光・レクリエーションの振興
5. 雇用の確保・安定

第1節 農林業の振興

現況と課題

長沼町の農業は、食料の安定供給を基本に、国土の保全や豊かな地域社会の形成など多様な役割を果たしながら、町の基幹産業として発展してきました。

しかしながら、安価な輸入農産物の国内市場への浸透、需要を上回る生産等により農産物価格が低迷、担い手の減少、高齢化など諸情勢は内外ともに厳しく、今後、農業を魅力ある産業としていくためには、食料・農業・農村基本法に示された基本方向を踏まえつつ、長期的な展望に立った農政を展開していくことが極めて重要になっています。

また、地球規模での環境問題が顕在化する中で、安全・安心で新鮮な食料に対する消費者の関心が大きな高まりを見せるとともに、自然環境の保全、水源のかん養、美しい景観の提供など農業の持つ多面的機能が注目されています。

このため、環境にやさしい農業を基本に、安全・安心な農産物を安定的に供給できるシステムの構築とともに、本町ならではのブランドの確立、地場農産物を活用した農商工連携や農業の6次産業化など、新たな展開・拡充が必要となっています。

農地については、生産性の向上を目指して、農業生産基盤の整備を推進しています。今後とも、優良農地の形成を一層進めるとともに、整備された優良農地を有効に活用するため、農道、用排水路等の整備を充実していくことが必要です。

全国的に農家数が減少する中にあって、本町においても農家数は減少しており、2005年（平成17年）には931戸となりました。1975年（昭和50年：1,617戸）に比較すると、42%の減少となっています。また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者は、2010年（平成22年）9月現在で623人となっています。

経営耕地面積の状況は、2005年（平成17年）2月1日現在で、11,126haとなり、田の総面積は9,572ha（86.0%）、畑1,534ha（13.8%）、樹園地19ha（0.2%）となっています。田については転作畑が6,046ha（田の本地面積の69.1%）となっています。経営耕地規模別では、10～20haが全農家戸数の33.4%を占め、次いで5～10haが32.1%、20～30haが10.3%の順となり、平均耕地面積は12.5haと、規模の大きな主業農家に移行しつつあります。

このように農家数が減少する中で、営農集団、認定農業者では意欲的な取り組みが行われているものの、担い手の高齢化、後継者不足が深刻化しており、意欲ある多様な担い手の育成・確保と地域農業を支える体制の整備が大きな課題となっています。

作目については、北海道で生産できる作物の多くが本町で作付けされています。本町の農業を支えてきた稲作が停滞傾向にあるため、集団化等による体质強化を進める一方、畑作（特に麦、大豆）についても振興を図り、また、高収益野菜や花きの栽培を引き続き推進しています。野菜については、夏ねぎ、たまねぎ、ばれいしょの産地指定を受けています。

農業産出額は、2006年（平成18年）で94億1千万円となり、うち耕種が80億4千万円（85.4%）、畜産が13億6千万円（14.6%）となっています。また、農家1戸当たりの生産農業所得は596.5万円、耕地10a当たりの生産農業所得は4.8万円となり、道平均3.2万円を上回っています。

しかし、特産物の形成等、付加価値の高い農業を推進することが今後の課題として残されています。このため、今後は都市近郊の立地条件を生かした特産品の提供や都市住民との交流促進を図るグリーン・ツーリズム事業の積極的な取り組み、安全を重視した「イエス・クリーン」「エコ・ファーマー」の導入など、消費者が求める「品質」と「安全・安心」で安定した農業生産活動を強化する取り組みが必要です。

また、地域のかけがえのない財産である緑豊かな自然環境を保全し、町民の健康を守り、活気に満ちた住みよいまちづくりを進めるため、2004年（平成16年）12月の「長沼町スローフード宣言」に基づき、食に対する理解を深めるための食育や、自然に調和した農産物を生産するなど、スローフードや地産地消の取り組みを進めることが重要です。



施策の体系

農林業の振興

- 土地利用型と集約型による地域複合型農業の確立
- 農業生産性の向上と農地流動化の促進
- 担い手の育成と地域農業を支える体制の整備
- 環境保全と持続可能な循環型農業の推進
- グリーン・ツーリズム、スローフード運動の推進

主な施策

1) 土地利用型と集約型による地域複合型農業の確立

- ・土地利用型農業を展開する大規模農業者と都市近郊型の集約的農業を展開する小規模農業者が協働する地域複合型農業の確立を目指します。
- ・小麦 10俵どり、大豆 5俵どり等の高品質・安定生産に向けて、合理的な輪作体系の確立や、堆肥や緑肥作物を利用した土づくりの実践などにより品質・収量の向上を促進するとともに、需給動向に応じた適切な品種選定や乾燥調整施設などの計画的な運用により信頼される産地づくりを支援します。
- ・地域の気象、土壤条件等に適した野菜・花きなど高収益作物の導入を図り、産地化・ブランド化による所得の確保を支援します。
- ・安定した米の品質・収量を目指した生産技術指導や経営指導を行うとともに、消費者ニーズと米穀マーケットの動向を注視しながら、米の館を最大限に活かした販売体制を整えることなどにより、「売れる米づくり」を進めます。
- ・良質で可能な限り低コストな酪農畜産と飼料自給率の向上、飼養管理技術の向上、家畜衛生対策の推進を図り、酪農畜産の振興を促進します。
- ・試験研究機関との連携により、生産技術の習得・向上に努めるとともに、情報基盤の整備による営農情報等のデータの活用を促進します。

2) 農業生産性の向上と農地流動化の促進

- ・生産性の高い優良農地の形成と、力強い農業経営の育成を一層進めるため、ほ場の大区画化・汎用化などの土地改良事業を推進し、地域農業の安定と食料供給力の強化を目指します。
- ・農地・用排水路・田園景観等の資源保全と質的向上に努めます。【再掲】
- ・優良農用地を維持・確保しつつ、離農や規模縮小農家等の農用地を円滑に認定農業者等へ面的に集積していくため、農用地利用円滑化事業や農地保有合理化事業等により賃貸借や売買を促進し、農地の流動化を図ります。

- ・農用地の流動化を効率的に行うため、農用地利用円滑化団体や農用地利用改善組合の円滑な運営を支援します。

3) 担い手の育成と地域農業を支える体制の整備

- ・効率的かつ安定的な農業経営を目指して、計画的な農業経営の改善に取り組む意欲と能力のある多様な担い手の育成・確保を図ります。
- ・自然とのふれあいやゆとりを重視する暮らしを志向する者が増え、職業としての農業の魅力が再認識されていることから、新たに就農しようとする者を、次代の本町農業を担う意欲と能力のある農業者として確保・育成します。
- ・農業生産や農村社会で重要な役割を果たしている女性の農業経営者としての位置づけを明確化するため、家族経営協定の取り組みを促進します。
- ・高齢農業従事者の労働力を活用する仕組みづくりを検討します。
- ・労働力や作業機械などの経営資源を有効活用するため、営農集団活動を支援します。
- ・関係機関・団体等が共通の目標のもとに一体となって、農業後継者、認定農業者等の育成や農業経営の法人化など様々な課題の検討などに取り組むとともに、多様な担い手の経営全体に着目した経営安定対策や関連事業などの円滑な導入を図ります。

4) 環境保全と持続可能な循環型農業の推進

- ・クリーン農業技術の開発やこれら技術を生かした産地づくりを推進し、生産履歴の徹底・管理、新たな農産物においても隨時記帳に取り組み、消費者が求める「品質」と「安全・安心」で安定した生産を目指し、信頼される産地を目指します。
- ・エコファーマー、クリーン農業技術により生産された農産物について、その栽培方法等を簡明に表示することにより、消費者・実需者に本町農産物の優れた特質を積極的にアピールし、差別化を図ります。
- ・農村景観の美化に配慮し、農家、系統団体と連携し、廃棄物の適正処理と廃プラスチックなどの適正な回収・リサイクルに努めます。【再掲】
- ・家畜排せつ物の管理が適正に行われるよう、点検、指導活動の充実を図るとともに、耕畜連携による土づくりを推進します。【再掲】
- ・防風効果による農作物の生産性向上及び農村地域の景観整備のため、防風林の整備と管理を支援します。
- ・恵まれた自然環境が保たれるよう、「森林整備計画」に基づき、森林資源の育成と生態系の適正な保全、整備に努めます。【再掲】

5) グリーン・ツーリズム、スローフード運動の推進

- ・都市近郊の立地条件を生かし、都市と農村の交流促進と相互理解を図るため、構造改革特区の認定を活かしたグリーン・ツーリズム事業を推進します。

- ・観光農業と連動したふるさと産直宅配や、インターネット販売、消費者と産地との連携強化、新たな商品開発等を行ない販路の拡大に努めます。
- ・次代を担う子ども達が農業とふれあい、農業に興味を持つことができるよう、農業体験等の機会を創出するとともに、学校における「食育」に関する指導の充実を推進するほか、「食育」を農業者や関係団体等と一体となって推進します。
- ・地元農産物の販売促進とともに、農業関係者と商工業関係者との連携を行い農産加工品の開発・販売を促進するなどにより、地産地消を推進し、地域経済力を高めます。
- ・多様な消費者ニーズに応えるため、農産加工施設を利用し付加価値の高い農産加工品の開発等、農業の6次産業化や農商工連携を推進します。
- ・構造改革特区の認定を活かした「農家民宿」における、地場産農産物を使った食事の提供などを促進します。

第2節 鉱工業の振興

現況と課題

町の鉱工業は、建設資材のコンクリート2次製品等を生産する窯業・土石製造業を主に、金属製品製造業等の建設資材用を主とした砂利採取の鉱業などから成り立っています。

そのうち、中央長沼工業団地（1973年（昭和48年）農村地域工業導入促進法で北海道第1号・工業再配置特別誘導地域指定）には、15社が立地し現在11社が操業しており、町の製造品出荷額等の大半を担っていますが、近年の経済情勢により、建設資材、鉄鋼等の業種では、経営を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

雇用の状況は約70人が就業していますが、地元は約3分の1程度となっています。

既に団地造成地の販売は完了していますが、未造成地や未操業などにより遊休地が残っています。企業誘致については昨今の不況もあって、厳しい状況です。

また、地域高規格道路「道央圏連絡道路」の整備に伴い、新千歳空港との時間距離が短縮するなど交通アクセスの向上に伴う企業立地が期待されます。

今後は、工業生産の維持・拡大に向けて、既存企業が新しい分野へ進出するための技術開発や人材育成を推進するとともに、既存の中央長沼工業団地の環境及び工業用水等の整備の推進や、町の基幹産業の農業と連携した6次産業化や農商工連携を活かした誘致や起業を推進することが必要です。

施策の体系

鉱工業の振興

- 町の特性を活かした企業誘致・起業の推進
- 中央長沼工業団地の環境整備
- 技術開発・人材育成等への支援

主な施策

1) 町の特性を活かした企業誘致・起業の推進

- ・工業団地への進出について、ホームページ等を利用し、積極的な情報提供を図ります。
- 【再掲】
- ・流通関連産業の創出を検討します。
- ・農業と連携した食品加工等の地域資源活用型産業の振興を図ります。

2) 中央長沼工業団地の環境整備

- ・うるおいのある工業団地として交通アクセス等の環境整備を推進します。【再掲】
- ・景観を損なわないよう、環境に配慮した工業団地の整備を推進します。

3) 技術開発・人材育成等への支援

- ・中小企業融資制度の活用促進による経営安定化・近代化を支援します。
- ・新分野への進出に必要な技術開発や人材育成のための支援を検討します。

第3節 商業の振興

現況と課題

本町の商業は小売業を中心として形成され、基幹産業である農業と強く結びついて発展してきましたが、道路網の整備等に伴う交通条件の向上により生活圏が拡大し、購買力の分散・流出が進んでいます。また、札幌市を始めとする近隣市町村に加え、町内にも大型スーパー・マーケット等が進出しており、これらと競合する既存店の経営を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

その一方で、安全・安心な農産物及びその加工品販売、ファームレストランなど、町の特性を活かし、個性ある商品を提供する業種については、拡大の可能性を有しているものと考えられます。

このような中で、快適な商業空間を創出するため、地域振興券の発売や「タやけ市」などのイベント事業を推進するなど、商店街の活性化に努めています。

今後、商業の振興を図るためにには、消費者のニーズに沿った商店経営と商店街整備、連携の強化、消費者、異業種との交流、さらに既存の商店との共存・共栄を保つことのできる新たな商業活動の検討を進めるなど、意欲的な攻めの取り組みが必要です。

施策の体系

商業の振興

- 経営者の意識向上と快適で魅力ある商店街の形成
- 地域性のあるイベントの計画的実施
- 地域・異業種との連携強化

主な施策

1) 経営者の意識向上と快適で魅力ある商店街の形成

- ・快適で憩いとうるおいのある商店街形成を図るため、商店街活性化対策を支援します。

【再掲】

- ・中小企業融資制度の活用促進による経営安定化・近代化を支援します。【再掲】
- ・商工会による経営指導、研修事業、人材育成等活動充実を支援します。
- ・イベント、スタンプ事業等共同事業の促進を図ります。

2) 地域性のあるイベントの計画的実施

- ・「夕やけ市」を支援するとともに、本町の特性を生かし集客性に富んだ新しいイベント創出を支援します。

3) 地域・異業種との連携強化

- ・地元農産物の販売促進とともに、農業関係者と商工業関係者との連携を行い農産加工品の開発・販売を促進するなどにより、地産地消を推進し、地域経済力を高めます。【再掲】



第4節 観光・レクリエーションの振興

現況と課題

観光・レクリエーション施設は、ながぬまコミュニティ公園・ながぬま温泉・マオイオートランドを核として、ハイジ牧場、ファームレストラン、マオイゴルフリゾート、長沼スキー場、各地区パークゴルフ場、道の駅、馬追自然の森遊歩道等の整備が進み、町民の利用に加え、札幌市を始めとする近隣市町村からの入り込み客も増えています。

長沼町の観光・レクリエーションの特徴は、基幹産業の農業とその生産活動の場である農村をベースに、都市近郊に位置する立地条件を活かし、体験、休養を主とした施設・サービスを提供しているところにあります。これら観光・レクリエーションゾーンは主に馬追丘陵となりますが、農産物直売所やパークゴルフ場が各地区にあることから、全町的な広がりを見せるようになっています。

観光客の入り込み状況は2009年度(平成21年度)で860,011人となっています。また、農家民宿や道の駅「マオイの丘公園」は、道内屈指の入り込みとなっています。

ただし、日帰りや通過型が主体であり、地域経済への波及効果は必ずしも大きなものとなっていない状況にあります。また、人々の観光に対するニーズは、従来の「見る観光」から「体験する観光」へ、「団体」から「個人」へと変化しています。

今後は、特色のある家族型及び滞在型の観光・レクリエーションメニューを提供する必要があります。このため、これまでに整備を進めてきた「ながぬまコミュニティ公園」などの観光施設と、グリーン・ツーリズムとを併せてネットワーク利用できるよう検討するなど、リピーターとして再度訪問していただけるようサービス内容の見直しを図り観光客の誘致の強化を図る必要があります。

また、家族で気軽に利用できる体験観光メニューを充実するよう検討するとともに、もてなし・サービスの向上、広域観光ルートの形成等を進めることができます。

さらに、これら観光・レクリエーション施設の利用者に対して、特色ある地場産品や加工品を提供する6次産業化について検討する必要があります。

施策の体系

観光・レクリエーションの振興

○体験型・滞在型観光レクリエーションメニューの充実

○ホスピタリティ(もてなしの心)のかん養とサービスの向上

○広域観光の推進

○観光情報の提供とイベント等の充実

主な施策

- 1) 体験型・滞在型観光レクリエーションメニューの充実
 - ・都市近郊の立地条件を生かし、都市と農村の交流促進と相互理解を図るため、構造改革特区の認定を活かしたグリーン・ツーリズム事業を推進します。【再掲】
 - ・芸術・文化、スポーツ、アウトドア活動など、多様な観光レクリエーションメニューの充実を図ります。
 - ・民間団体等と連携し、既存観光施設のネットワーク化や、観光資源の有効利用及び保全を図ることにより、町の観光レクリエーションの魅力向上を図ります。
 - ・構造改革特区の認定を活かした「農家民宿」における、地場産農産物を使った食事の提供などを促進します。【再掲】
 - ・地元農産物の販売促進とともに、農業関係者と商工業関係者との連携を行い農産加工品の開発・販売を促進するなどにより、地産地消を推進し、地域経済力を高めます。【再掲】
- 2) ホスピタリティ（もてなしの心）のかん養とサービスの向上
 - ・観光客等に対するもてなし・サービスの向上を図るため、観光協会、商工会、農協等と連携した研修活動を実施し、人材育成を図ります。
- 3) 広域観光の推進
 - ・観光客の増加を図るため、広域的な観光ルートを検討し、広域的連携によるPR活動を推進します。
- 4) 観光情報の提供とイベント等の充実
 - ・リピーターの確保を促進するため、交流機会の確保や日常的な情報提供、ニーズの把握等を促進します。
 - ・集客を図るためのイベントなどの充実を図ります。
 - ・インターネット等を活用し、特産物の案内や観光施設情報などのPRに努めます。

第5節 雇用の確保・安定

現況と課題

雇用（就業）機会の拡大は、町人口の確保や町の自立に向けて重要な課題です。工場の進出や、高齢者福祉施設の開業等、一部に新たな雇用に結びつく企業等の進出が見られますが、農業、商工業ともに厳しい状況にあり、大規模な製造業等の誘致は困難であると考えられます。

一方で、道央都市圏と新千歳空港に至近距離にあり、道内主要都市を結ぶ交通の通過点であるという地理的優位性を有しています。

多様な農産物や自然環境などの地域資源を活かし、農産物の生産（第一次産業）、食品加工（第二次産業）、グリーン・ツーリズム等の観光や販売（第三次産業）が連携して6次産業化を推進する取り組みを支援し、町内での起業を推進することが必要です。

なお、既存の工業団地については、用地も限られていることもあります。土地利用計画等の指針を策定するなど、農地の効率的利用や環境整備等を推進し、計画的な企業誘致等を進める必要があります。

また、新たな雇用や就業の場として、また、まちづくりへの自主的な参加主体として、従来行政が行ってきた事業を協働して実施するNPOが注目されており、そのような団体の育成について、効率的な行政執行の検討と併せて検討する必要があります。

施策の体系

雇用の確保・安定

- 町の特色を活かした産業振興を通じた雇用の確保・安定
- 企業誘致の推進
- まちづくりに参画する住民組織の育成

主な施策

1) 町の特色を活かした産業振興を通じた雇用の確保・安定

- ・都市近郊の立地条件を生かし、都市と農村の交流促進と相互理解を図るため、構造改革特区の認定を活かしたグリーン・ツーリズム事業を推進します。【再掲】
- ・技能者の就労の場を確保するとともに、企業等のIT利用を推進するため、優れたIT技能を有する個人と人材を必要とする企業等との仲介を実施します。
- ・SOHO、情報・コンテンツ産業の誘致、企業の推進について検討します。

2) 企業誘致の推進

- ・企業誘致を進めるため、労働力の情報を的確に把握するとともに、企業訪問などによるPR活動や関係機関との連携を図り企業情報の収集に努めます。
- ・企業等の進出、都市から農村地域への移住等が円滑に進むよう、全町の土地利用計画を策定します。【再掲】

3) まちづくりに参画する住民組織の育成

- ・行政と協働するNPOの育成について検討します。

目標

・子どもの社会性・人間性を育てるとともに、
誰もが心豊かで生きがいを持てるまちづくり

1. 生涯学習の充実
2. 家庭教育の充実
3. 義務教育の充実
4. 高校教育の充実
5. 社会教育・社会体育の充実
6. 文化の振興

第1節 生涯学習の充実

現況と課題

生涯学習については、生涯学習推進本部を設置するとともに、社会教育主事、社会教育指導員を配置し、2001年（平成13年）に策定した第1期長沼町生涯学習推進計画に基づいて、指導・助言・相談、情報提供等に努めています。2011年（平成23年）度からは、第2期長沼町生涯学習推進計画に基づき行うこととなります。

また、町民の学習活動を盛んにするため、年齢に応じた各種の講座や学級を計画的に開催しているほか、家庭、学校、関係機関との連携に努めています。さらに、各種活動を通じて自己形成を図り、社会参加や地域コミュニティ活動の活発化を目指しています。

図書館については、1993年（平成5年）の開館以来町民に親しまれ活用されており、計画的に蔵書の増冊を図っています。

生涯学習は広くまちづくり全体に関わることから、生涯学習推進体制の充実と自己実現に向けた学習活動の推進、生涯学習施設の整備などが必要です。

施策の体系

生涯学習の充実

○生涯学習の推進

主な施策

1) 生涯学習の推進

- ・第2期長沼町生涯学習推進計画に基づき、計画的に生涯学習を推進します。
- ・生涯学習だよりの発行などにより、生涯学習に関する町民啓発を進めます。
- ・生涯学習を推進するため、指導、相談体制の強化を図ります。
- ・生涯学習推進に係る人材の確保と育成を図ります。
- ・生涯各期に応じた教室、講座、講演の充実を図るなど、学習機会の充実に努めます。
- ・インターネットを活用した生涯学習活動を推進します。

第2節 家庭教育の充実

現況と課題

近年、核家族化や少子化の進行、近所付き合いの希薄化などにより、子どものしつけや社会性の育成といった面で、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されています。町では、乳幼児学級や家庭教育学級の開催、青少年センターにおける相談事業など、家庭教育や子育てに関する学習機会の確保や相談体制の整備に努めています。

今後は、地域における家庭教育のあり方を見直すとともに、関係機関、団体等が連携して、家庭教育の充実を図ることが必要です。

施策の体系

家庭教育の充実

- 学習機会・情報提供の充実
- 相談体制の整備

主な施策

1) 学習機会・情報提供の充実

- ・子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。

2) 相談体制の整備

- ・子育て中の親が家庭教育について相談できる体制を整備します。

第3節 義務教育の充実

現況と課題

町内の各学校では、北海道教育目標及び長沼町教育目標のもと、児童生徒の実態、地域の状況、保護者の願いなどに基づいた教育目標を定め、目標の具現化に努めています。

さらに、学校経営計画等の諸計画を作成し、「確かな学力」を身に付けさせ、「豊かな心」と「健やかな体」を育むことにより、「生きる力」を育てる教育が行われています。

学校施設については、耐震補強及び大規模改修等については、計画的に進める必要があります。また、スクールバスを運行し、通学手段の確保に努めています。

学校給食センターから一元的に供給している給食については、児童生徒の健康保持増進や望ましい食習慣の形成を目指し、地場産食材を活用した栄養バランスのとれた魅力ある給食を提供するよう努めています。学校給食を通じて、食料生産や消費について児童生徒の意識高揚を図るとともに、さらに、学校給食が「生きた教材」となるよう、家庭・学校・地域と連携し、食に関する指導の充実に努めています。

今後は、個性を尊重し、きめ細かな指導を展開することで、子どもたち一人ひとりが自らの良さを發揮し、自己実現を図ることができるようになります。特別支援教育については、関係機関とも十分な連携を図りながら、組織的な指導の充実に努めています。

また、情報教育については、整備されたシステムをより一層活用し、情報活用の実践力を高める教育にも取り組む必要があります。また、「新しい形のいじめ」や有害情報等による被害や事件が増加傾向にあることなどから、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル指導が必要です。

さらに、学校評議員制度を活用し、各学校の抱えている課題について、学校間の意見交換の場を設けて、学校運営に役立てるとともに、国際化や情報化、地球環境保全等に係る教育についても積極的に推進していくことが必要です。

なお、2010年（平成22年）3月に「長沼町の教育のあるべき姿検討委員会」が策定した報告書に基づき、学校の教育環境向上及び充実した学校教育の実現に資する目的で学校規模の適正化を検討する組織を設置し、検討を進めることができます。



施策の体系

義務教育の充実

- 「生きる力」を育む教育の推進
- 新たな時代に対応した教育の推進
- 学校、家庭、地域の協力による「開かれた学校づくり」の推進
- 地域の教育力の向上と児童・生徒の健全な余暇活動の推進
- 教育環境の整備充実

主な施策

1) 「生きる力」を育む教育の推進

- ・子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図るため、各学校教職員で組織する学力向上プロジェクト委員会を中心に、各校が連携し情報交換を行い、「確かな学力」の向上を図ります。
- ・「豊かな心」を育む教育を進めるため、道徳授業の公開について検討し、道徳教育の充実やボランティア教育を進めるとともに、教員の研修活動の充実を図ります。
- ・学校におけるスポーツ教育の充実、食育については、学校給食で今まで以上に地場産食材を活用しながら食に関する指導の充実に努め、「健やかな体」の育成を図ります。

2) 新たな時代に対応した教育の推進

- ・自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、より良く問題を解決する資質や能力を育てるために、各校の自主的な取り組みに対する支援を行うなど、「総合的な学習の時間」の充実を図ります。
- ・国際理解教育を進めるため、外国語指導助手（A L T）の活用や海外派遣事業についての検討を図ります。
- ・ITを活用して活力ある地域経済社会を創出する人材を確保するため、情報活用の実践力を高める人材の育成に努めるとともに、児童生徒の発達段階に応じた、情報モラルに関わる指導に取り組みます。
- ・学校支援ボランティア等の地域人材の活用を図りながら、郷土教育の推進を図ります。
- ・学校教育における環境・エネルギー教育を推進します。【再掲】

3) 学校、家庭、地域の協力による「開かれた学校づくり」の推進

- ・PTA活動促進と親子のふれあい、地域とのふれあい、異世代とのふれあいなどを図る多様な事業を推進します。
- ・空き教室を利用するなど、学校施設開放事業を充実します。

- ・学校間の意見交換の場を設けることで、学校評議員制度のより一層の活用を進めます。

4) 地域の教育力の向上と児童・生徒の健全な余暇活動の推進

- ・放課後や週末等における、子どもの多様な活動機会の充実を図ります。
- ・放課後子どもプランの充実を図ります。

5) 教育環境の整備充実

- ・小中学校の教育環境の充実に向けた検討に取り組みます。
- ・給食内容の充実と食育の推進を図ります。特に食器の改善に伴う設備の計画的更新及び衛生的な環境整備に努めます。
- ・耐震補強及び改修等について計画的に進めます。
- ・導入された情報機器等をより一層活用しながら、授業の改善に努めます。
- ・スクールバスについては、地域の状況等を踏まえ検討します。教員住宅については、未水洗化の解消に努めます。

第4節 高校教育の充実

現況と課題

道立長沼高等学校では、少子化に伴い、生徒数の確保が困難な状況となっています。道立高校の再編が進んでおり、今後も地元の高校としての価値を高め、魅力ある高等教育推進を図ることが必要です。

施策の体系

高校教育の充実

- 高校教育の充実促進

主な施策

1) 高校教育の充実促進

- ・関係機関、団体等と連携し、魅力ある高等教育を推進するとともに、現在の間口維持に努めます。



第5節 社会教育・社会体育の充実

現況と課題

本町の社会教育は、2001年(平成13年)に策定した「第1期長沼町生涯学習推進計画」に基づいて推進しています。

社会教育関係団体へは財政的支援や事業の共催、指導者研修等を行い、社会教育講座・学級の充実と指導者の養成、生涯学習に関する情報の提供を行うなど、社会教育の充実に努めています。

青少年教育については、学校教育との連携や保護者の学習機会の確保、地域子ども会育成のためのリーダー研修、青少年会館を中心とした健全育成のための各種活動を進めています。

女性、成人、高齢者教育については、学習機会や情報の提供、ボランティア活動を通じての社会参加、人材の発掘・登用、団体活動への支援、世代間交流や生きがいづくりなどを進めています。

しかしながら、近年、個人の目的を達成するための余暇活動を行う傾向が強まり、組織的な教育活動である社会教育活動が難しくなってきています。

今後は、生涯学習の観点にたち、「自分づくり」に加えて「まちづくり」のボランティア活動への参画などを奨励していくことが必要であります。

一方、スポーツ活動については、2008年(平成20年)にスポーツ振興計画を策定し計画的に推進しており、日常生活の中にスポーツが定着し、健康増進、体力づくりに対する意識の高揚が著しく、また、地域住民の連帯感を生むなど、まちづくりに大きく貢献しています。

スポーツ活動は、気軽に簡単に取り組める軽スポーツの普及と、競技スポーツの振興に努めています。競技スポーツについては競技人口が減少傾向にありますが、軽スポーツは手軽に始められるウォーキングやジョギング等を中心に普及・定着が進んでいます。また、スポーツ少年団活動については、減少傾向ではありますが、少子化の中においても団体活動において活発に進められています。

今後とも、生涯にわたり健康で充実した生活を送るために、生涯学習の一環としてのスポーツ活動を振興することが重要です。

また、本町にはスポーツセンター、運動広場など各種スポーツ施設が整備されていますが、施設の一部が老朽化または手狭になりつつあり、施設の効果的活用を図る必要があります。

施策の体系

社会教育・社会体育の充実

- 「自分づくり」と「まちづくり」への参画の促進
- 生涯スポーツの普及促進
- スポーツ施設の整備改善

主な施策

1) 「自分づくり」と「まちづくり」への参画の促進

- ・生涯学習だよりの発行などにより、生涯学習に関する町民啓発を進めます。【再掲】
- ・生涯学習を推進するため、指導、相談体制の強化を図ります。【再掲】
- ・各時期に応じた教室、講座、講演の充実を図るなど、学習機会の充実に努めます。【再掲】
- ・インターネットを活用した生涯学習活動を推進します。【再掲】

2) 生涯スポーツの普及促進

- ・健康づくり、体力づくりのニーズに適し、誰でも気軽に取り組める軽スポーツの振興を図ります。
- ・競技スポーツの振興を図ります。

3) スポーツ施設の整備改善

- ・長沼町総合公園を計画的に整備し、体育、福祉施設との一体的な利用により、利便性を向上します。【再掲】
- ・体育施設については、適切な維持補修により長寿命化を図るとともに、利用状況や老朽化の程度を踏まえて改善・整備を進めます。



第6節 文化の振興

現況と課題

長い歴史の中で生まれ継承してきた文化遺産は、長沼町の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、調査、保護、活用などに努めています。

文化活動については、町民が自主的に参加する機会を拡充し、参加意欲を高めるため、学習機会や発表の場の提供、情報提供、活動への支援などに努めています。

今後は文化振興施策を総合的・効果的に推進する体制の整備を進めるとともに、様々な施策に文化の視点を取り入れることが必要です。

施策の体系

文化の振興

- 郷土の文化、文化財の保存・継承
- 芸術文化の振興
- 各種文化活動の振興と文化交流の推進

主な施策

1) 郷土の文化、文化財の保存・継承

- ・埋蔵文化財、開拓の歴史にちなむ文化財の調査と保存・活用を図ります。
- ・郷土が輩出した人材に係る研究や郷土史研究活動を促進します。

2) 芸術文化の振興

- ・芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充を図ります。

3) 各種文化活動の振興と文化交流の推進

- ・町民の文化活動を促進するため、文化活動を担う団体や人材の育成・支援を進めます。
- ・国内及び海外との文化交流の推進に努めます。





・財政基盤の安定した、町民と行政の協働で築く
魅力のあるまちづくり

1. 行政活動の推進
2. コミュニティ活動の促進
3. 人材の育成
4. 地域間交流の推進

第1節 行政活動の推進

現況と課題

行政情報を的確に周知し、行政への効果的な町民意向の反映や町民との協働によるまちづくりを進めるためには、広報広聴活動が欠かせません。町で行っている広報広聴活動は広報誌（毎月発行）、各地域や各種団体などとのまちづくり懇談会、地域担当職員制度、出前講座などですが、さらなる充実とあわせて、情報公開の推進が必要です。

本町においても、行財政の簡素・効率化を図り、多様な住民ニーズに即応した行政サービスの提供と活力に満ちた地域社会の構築に向けて、柔軟かつ敏速に対応する必要があります。

また、町民の公共の福祉向上のため効率的・計画的財政執行に努めるとともに、民間活力の導入や特定の事業等によっては民間委託を進めるなど、適正で効率的な財政執行に取り組んでいます。

一方、歳入の面では、納税環境の整備として、納税相談や振替納税の推進等を行っています。

国から地方への権限委譲が進められており、地方はより自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることが求められています。

広域行政については、長幌上水道企業団、南空知消防組合、南空知公衆衛生組合、道央地区環境衛生組合、南空知葬斎組合、南空知ふるさと市町村圏組合、空知教育研修センター組合に参画し、効果的な広域事業の推進を図っています。今後も効率的な行政活動を行うため、広域行政を推進することが必要です。

施策の体系

行政活動の推進

○広報広聴活動の充実と情報公開による町民と協働するまちづくりの推進

○行財政改革の推進

○効果的な計画行政の推進

○効率的な広域行政の推進

主な施策

1) 広報広聴活動の充実と情報公開による町民と協働するまちづくりの推進

- ・わかりやすく読みやすい「広報ながぬま」の発行を進めます。
- ・インターネット環境を活用した動画や画像等の配信や、防災広報無線など様々な媒体を活用した広報活動を進めます。
- ・町民の意向を行政に反映させるため広聴活動の充実に努めます。
- ・情報公開を推進し、行政への理解と協力を深めます。
- ・計画、実施、評価等の様々な施策段階において、より多くの人々が町政に参加できるよう様々な機会と場の提供に努め、町民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

2) 行財政改革の推進

- ・行財政の簡素・効率化を図ります。
- ・事務の効率化及び町民サービスの向上を図る組織づくりに努めます。
- ・事務分掌が複数の課等にまたがる検討課題については、適宜、プロジェクトチームの設置など横断的な体制を整備することにより、機動的に検討を進めていきます。
- ・自主財源の確保と有利な補助事業等の導入推進による健全財政の確立に努めます。
- ・指定管理者制度については、サービスの向上と経費縮減を図ることを念頭に積極的に取り入れるものとします。

3) 効果的な計画行政の推進

- ・行財政環境の変化や新たな行政ニーズ等に対応するため、事業成果の把握や費用対効果の高い事業への重点化に努めるとともに、事務事業の改廃を含めた計画の弾力的な推進に努めます。
- ・総合振興計画と部門別計画等の整合性を確保し、体系的行政活動を推進します。

4) 効率的な広域行政の推進

- ・事務の効率化に向けて、周辺自治体との広域的な連携を推進します。

第2節 コミュニティ活動の促進

現況と課題

町内のコミュニティ活動は、行政区を中心に清掃美化や緑化・花いっぱい活動、交通安全、防犯、防災等の自主活動が行われています。また、地区子ども会や青少年健全育成、スポーツ少年団などの活動も行われています。

町では、2008年度（平成20年度）から地域担当職員制度、2009年度（平成21年度）から出前講座を実施し、行政区との交流や情報提供を行っています。

行政区の活動は、主体的なまちづくり活動の基礎となるものですから、自主的・主体的活動の促進を図ることが必要です。

施策の体系

コミュニケーション活動の促進

○行政区等活動の促進

主な施策

1) 行政区等活動の促進

- ・行政区等の自主的・主体的活動促進を図るため、情報提供等の支援を行います。
- ・町民との協働による魅力ある地域づくりを進めるため、地域コミュニティ活動やNPO等に対する情報化支援を推進します。【再掲】
- ・「長沼町花いっぱい運動」をはじめとする町民の自主的な活動を支援します。【再掲】



第3節 人材の育成

現況と課題

人材育成については「未来をひらく人づくり基金」を設け 1990 年（平成 2 年）から人材派遣事業を行っています。2009 年（平成 21 年）までに海外 83 人、国内 79 人、道内 5 人の合計 167 人を研修に派遣しています。2010 年度（平成 22 年度）から対象範囲を拡大し、小中学生及び生涯学習インストラクターの養成も派遣の対象となり、小中学生 6 名、生涯学習インストラクター 2 名を派遣しています。

派遣研修事業は着実な成果をあげ、個性ゆたかな「自分づくり」を推進するとともに、先進地への研修により農業のまちにふさわしい野菜・切り花などの産地づくりへと発展しています。

さらに、花いっぱい運動を定着させるなど農村景観づくりやまちづくり活動が活発になっています。

今後とも、「まちづくりは人づくりから」を基本に、意欲的な人材の育成を通じ、まちづくりの推進を図っていくことが必要です。

施策の体系

人材の育成

- 意欲的に挑戦する人材育成の促進

主な施策

1) 意欲的に挑戦する人材育成の促進

- ・「未来をひらく人づくり基金」などの財源を有効に活用し、人材育成事業を進めます。
- ・生活環境の向上や景観・環境保全などに対して、意欲的に挑戦する人を育成・支援します。
- ・行政と協働する N P O の育成について検討します。【再掲】

第4節 地域間交流の推進

現況と課題

交流の現況は、姉妹都市交流（岩手県奥州市水沢地域）、友好親善宣言都市交流（福島県須賀川市長沼地域）、南空知ふるさと圏交流、長沼町出身者で組織する「東京ふるさと長沼会」「札幌ふるさと長沼会」との交流、都市との交流、国際交流などが行われています。

他の地域との交流は、人材育成に大きな効果が期待できるとともに、わたしたちの暮ら

す地域を見つめ直す良い機会となることから、継続的に交流を進めることが大切です。

施策の体系

地域間交流の推進

- 地域間交流の推進

主な施策

1) 地域間交流の推進

- ・姉妹都市、友好親善宣言都市との交流を推進します。
- ・南空知ふるさと圏の交流など、自治体間の交流を推進します。
- ・ふるさと会交流を推進します。
- ・都市との交流等地域間交流を推進します。
- ・国際交流を推進します。